

産業建設常任委員会記録

平成27年6月19日

【開催日】 平成27年6月19日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時23分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【執行部出席者】

産業振興部長	姫井昌	産業振興部次長	多田敏明
商工労働課長	白石俊之	商工労働課主査兼商工労働係長	山本修一
商工労働課商工労働係主任	三浦裕	企画課行革推進係長	別府隆行

【事務局出席者】

局長	古川博三	庶務調査係主任主事	梅野貴裕
----	------	-----------	------

【審査事項】

- 1 議案第59号 山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定について（商工労働課）

午前10時 開会

松尾数則委員長 それでは産業建設常任委員会を開始いたします。本日の議案は59号の山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定につきまして、こ

これは6月15日に審査を行いました。その延会部分であります。本日の委員会に際しまして企画課のほうからコンピューターの持込みの申請がありましたのでこれを許可したいと思います。傍聴の方は1名ということで。本日の委員会は6名全員出席しておりますので委員会としては成立しております。それでは付議事項どおりに議案第59号山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定につきまして執行部のほうの説明を求めます。

姫井産業振興部長 おはようございます。産業振興部の姫井です。本日は中小企業振興基本条例につきまして前回委員の皆様方のほうから御指摘あるいは御意見等がございましたので先にそちらのほうの御回答を申し上げてそのあと御審議をたまわればというふうに思っておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。担当課長のほうから御説明をいたします。

白石商工労働課長 おはようございます。それでは私のほうから説明をさせていただきます。6月15日の委員会で御指摘のありました11点につきまして、十分にこちらで受け止めまして検討いたしましたので、その結果について御報告をさせていただきます。内容につきましては資料にまとめてお手元に配付しておりますので、それぞれについて説明をさせていただきます。まず1番についてですがよろしいでしょうか。

松尾数則委員長 はい。続けてください。

白石商工労働課長 まず1番でございますけど、前文中の「デフレ」の表現でございますが、これについては現時点の経済状況と合っていない。中長期的に考えると条文中にこの表現はなじまないのではないかという御指摘でございます。これにつきましては執行部といたしましては「デフレ」は、中小企業の経営に影響が大きい要因であり、また現在の経済状況は「デフレ脱却」までは言えない状況にあるため、前文に明記をしておりましたが、現在、デフレ傾向が軽減しつつありますので、この表現につ

きましては削除させていただきたいと考えております。

2番目の第1条（目的）中に「関係機関等」、第2条（用語の定義）中に「関係団体等」と2つの表現があるという御指摘でございますが、これにつきましては前文の中にも用語が混じっておりますが、前文、条文中に「関係機関等」と「関係団体等」の表現が混在しておりますので、この表現につきましては「関係団体等」に統一したいと考えております。

3番目の第4条（基本方針）の中で、第一次産業や観光の位置付けを条文に明記すべきであるという御指摘でございますが、本条例は中小企業振興における基本条例であるため、方向性を明記するものであり、具体的な事項につきましては推進計画で示すこととしておりますので、条文には明記しておりません。今後策定する推進計画に盛り込んでいきたいと考えておりますので、現状のままというふうにさせていただければと思っております。

4番目の第5条（市の責務）の第2項につきまして見出しが「市の責務」にとあるにも関わらず「実施に努めるものとする」という表現になっているが「実施するものとする」という表現が良いのではないかという御指摘でございます。これにつきましては、第5条第2項は市の責務であり、「実施に努めるものとする」を「実施するものとする」に修正をさせていただきたいと考えております。

5番目の第7条（大企業者及び関係団体の協力）、第8条（市民の理解及び協力）の見出しについて、「協力」としているが「役割」にすべきではないかという御指摘でございます。これにつきましては、大企業者及び関係団体等や市民と中小企業振興に係る事項につきましては、義務ではなく協力としているため、「役割」ではなく「協力」という表現にしております。また、中小企業者については中小企業自らが取り組む必要があるため「役割」としてしておりますので、こちらにつきましては現状のままとさせていただければと考えております。

6番目の財政上の措置について規定すべきではないかという御指摘でございますが、財政上の措置につきましては、第5条の市の責務で「中小企業の振興施策を総合的に行うもの」としており、本市の中小企業振

興に係る事業につきましては、市として予算措置を行うことを抱含していると考えております。また中小企業振興につきましては、市としてこれまでも予算措置を行い、取り組んできており条例制定後においても同様であるため別に規定はしておりません。このような考えの下にこちらのほうも現行どおり含まないという形にさせていただければと思っております。

7番目の審議会の設置、公表、条例の見直しについて規定すべきではないかという御指摘でございますが、審議会の設置につきましては、パブリックコメントの回答や第5条の逐条解説で明記しておりますとおり、協議会を設置して開催し、必要な調査や研究、検証を行うとともに計画の実施状況については公表するものとしておりますので、こちらにつきましても現状のとおり規定しないという方向で考えております。また条例の見直し規定についてはでございますが、特に定めてはおりませんが経済、社会情勢に大きな変化があれば、適宜、見直しを行うことと考えておりますので、こちらのほうも現状のままさせていただければと思っております。

8番目の第7条（大企業者及び関係団体等の協力）について、関係団体等とは商工団体、金融機関、大学、学術研究機関としているが、それぞれの協力対応は異なるため、関係団体としてまとめずに、それぞれの協力、役割について明記してはどうかという御指摘でございます。本条例は本市の中小企業の振興に関する基本的な方向性を示した理念条例であり、できる限り分かりやすい表現としております。そのため、中小企業の振興における関係団体等の協力についても基本的な方向性を簡潔に示しています。それぞれの協力、役割については推進計画のほうに盛り込んでいきたいと考えておりますので、現状のままにさせていただければと思っております。

9番目の循環型社会は重要なので、文言を条例に加えるべきではないかという御指摘でございますが、中小企業振興を図るためには、循環型社会の形成は必要であるため、前文中の「中小企業の振興は、本市経済の発展に大きく関わり」の中に「循環」の文言を追加し、修正後は「中

小企業の振興は、本市経済の循環や発展に大きく関わり」というふうに修正をさせていただきまして中小企業の振興が循環型社会の貢献をしているということの考えを示しまして施策等の基本方針等の中にはあえて入れさせていただかないと当然それをすれば循環型社会のほうに貢献するという考え方の下、前文のほうに加えさせていただければと考えております。

10番目の第5条（市の責務）の第1項で「中小企業の振興施策を総合的に行う」とあるが、「計画的に」という表現を加えて、「中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に行う」として、具体性を加味した条文にしてはどうかという御指摘でございます。これにつきましては、本市の中小企業の振興施策は、推進計画を策定し総合的かつ計画的に行うものであるため、第5条（市の責務）の第1条の条文に「計画的に」の表現を加えさせていただければと考えております。

11番目でございますが、これは条例ではなく逐条解説についての御指摘でございます。第4条（基本方針）の第4号の逐条仮説中の「人材育成」という表現について、後継者の育成を図るものであるため、「後継者育成」という表現に変更してはどうかという御指摘でございます。これにつきましては第4条（基本方針）の逐条解説にある第3号の人材育成は、中小企業者が従業員の育成を行う趣旨であり、第5号の人材育成は中小企業者の後継者を育成するものであります。分かりやすい解説とするため、第5条の「人材育成」を「後継者育成」に修正をしたいというふうに考えております。以上でこの説明を終わらせていただきます。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうの説明が終わりました。続きまして委員のほうから質疑を受けたいと思いますが、今説明していただきました、1条ごと分けて質問を受けたいと思っております。まず1番目のデフレの問題からですね。（「ちょっと」と発言する者あり）はい。

大井淳一郎委員 まず、済みません。審議に入っているのですが、今私たち委員会の指摘事項に対して回答がなされまして、何というか、指摘どおり

していただいたものからそうでないものもあります。今後ですけれども、結局幾つかは直さなければいけないということで、執行側が一旦これを取り下げてまた上程をするということなのか、それとも私たちの委員会のほうで修正をし、執行側はそれをきちんと遂行、守っていくのかと、この点についてまず確認したいと思います。

白石商工労働課長 議案、執行部のほうで修正という形になりますと、一応撤回という手順を踏まなければなりません。議案の撤回につきましては、本会議の開催等、議員の皆様にお手を煩わすことになりますので、現在のところは考えておりません。このまま通していただきましたら、しかるべきといいますか、直近の議会で修正をさせていただければと思います。もしくはできましたら、委員会修正のほうでさせていただければと思います。

大井淳一郎委員 確認ですけれども、委員会のほうで議案を修正するというのもやらざるを得ないということですが、当然それは執行側と共同であったということですから、まあ何が言いたいかという、議会在勝手に直したとかいうような捉え方はしていただきたくないのですが、その点は大丈夫でしょうか。

白石商工労働課長 内容等につきましてはですね、引き続き、できる限り御協力というか、させていただきたいというふうに思っております。詳細に今度修正案ということになりますと、条文等のテクニク的なこともございますので、事務局等とですね、協力して進めてまいりたいと思っております。

松尾数則委員長 よろしいですか。（「ちょっと」と発言する者あり）よく分からない。中島委員いきますか。（発言する者あり）じゃあ局長。

古川議会事務局長 修正はあくまでも委員会のほうがするので、執行部がもし

するとしたら今、大井委員が言われたように撤回して出し替える、それがかなわなければ委員会のほうが修正して修正案として提出するということになります。その中で今大井委員が言われたのは、この修正に関してちゃんと執行部が理解した中で、議会が勝手にやったのではなくてちゃんと理解して真摯にそれを受け止めて条例としてうたわれたら、それを新しい条例として活用していくかということの確認だろうと思います。

松尾数則委員長 その辺の確認はどうですか。

白石商工労働課長 済みません。宿題をいただきました11点につきましての回答というものはちょっと私どもだけじゃなくて市長とも協議した結果でございますので、この今言いました修正案といいますか、につきましての修正でしたらそのままというか、移させていただきたいというふうに思っております。それ以外の修正ということになりましたら、ちょっとまた検討というか、しなければいけないのかなと思います。

古川議会事務局長 いや、考え方ですよ。中身じゃなくて、あくまでも議会が修正した場合、ちゃんとその修正を議会の一方的な修正として捉われるのではなくて、ちゃんと執行部も理解した中で、テクニック上、議会のほうが修正したとして捉えてちゃんと変わった修正の条例に対して真摯に受け止めて、それを新しい、市が作った条例としてちゃんと生かしていくかということをお大井委員は言われたのだろうと思います。

姫井産業振興部長 古川局長から言われたそのとおりでございますけど、市としては、我々としては議会が出された修正をしていただけましたら、我々としては当然、一緒になったものということで当然、真摯というか、当然今後施策、条例の推進に向けてやっていくものというふうに思っております。

松尾数則委員長 いいですか。じゃあ第1条ごとに質問を受けたいと思いますので。（「委員長」と呼ぶ者あり）まだあるの。

中島好人委員 私はここで一問一問やる必要はないというふうに考えています。なぜかね、前回この議案についてはね、ずっとこの委員会でこのままだったら修正が多すぎて、担当委員会としては恥をかくよと。ちゃんとこのある程度修正が少しで済むように、という指摘をずっとしてきたよ。1回や2回じゃないですよ。覚えていますか。その場で忘れてはいないでしょうね。前回も、前回はいつか。15日でしょ。そして今日は何日かね。4日間でしょ。4日間どころっとね、ある意味じゃ、ちょっとこう変えた。今までそんなこと一つも変えようとしなかったのが4日間ですね。この4日の間に変わることが、この条例が出てくるというのは、ある意味じゃずっと残るわけでしょ。条例というのはね。この4日間の審議の中で。また今のここの何時間で、そのこと修正してうんぬんという話にはならないと僕は思っています。第一ね、この1のところでもね、デフレをのけたというそれでいいのかと、今のこの経済状況の中でどこの新聞、そこのあれを見てもグローバル化の経済状況というのは、グローバル化と入れているわけ。これをなしにするのですか。デフレだけ削除するのですか。だからね、そうすると委員会が修正するとなるともうちょっと委員会の中で審議しなければいけません。のけたからこれで賛成ですとかではなくて。もっともっと中身が深い、中身が僕はあると思うわけですよ。ここの何時間でね、修正で決められるという問題では僕はないと思うわけですよ。たとえ今日一日中掛けたってそれは難しいと僕は判断しておりますけどね。なぜ、デフレの問題でも、部長も断固残すという話だけでも、4日の間で変わった原因は何ですか。

姫井産業振興部長 ここで文章でも御回答しておるのですが、私としてはまだまだデフレの状況は回復してないというふうに先般も話しております。ただ現況においては先般、中島委員が言われましたことも考えまして、デフレは確かに軽減しつつあるというような状況の中でこの前文の中で

入れることは確かに、御指摘いただいたことが適切じゃないかなという判断のもとにデフレという言葉は削除をさせていただけたらなというふうに考えておるところでございます。

中島好人委員　じゃあ何でグローバル化という今の経済状況を、それに替えて入れるというふうにはならないのか。

姫井産業振興部長　それこそ昨今の経済情勢のことですけど、いろいろ要因が確かにございます。端的に申しますとまだまだ地方においては、景気が回復というところは実感できないというような問題も確かにあると思っております。ここで今、中小企業の取り巻く状況ということで産業の高度化とか仕様、ニーズの多様化とか企業間競争の激化とかいうようなことを、こういうことがあるから中小企業は厳しいのですというような表現をさせていただいておりますので、一つ一つのこともありますけど、とにかく中小企業というものは厳しいのですという表現としてここで今列挙させていただいておりますので、それぞれ入れるとか入れないとかになるとまた、確かにあると思うのですが、いろいろな要因がありますよということの項目をここに列挙させていただいておるということで御理解をいただけたらと思います。

松尾数則委員長　どなたかこの一番目の項目について、質疑があれば。なければこれを、中島委員からの意見もありましたけれど、項目ごとにいきたいと思いますので、二番目の目的のほうにちょっと、入っていきたいと思います。これはもうこちらが指摘した内容で明らかにこれは混在するというのは間違いでありますので、これについては問題ないだろうと思っておりますけれど、問題ないですよ。三番目のほうに入ります。

河崎平男副委員長　この中で、今後策定する推進計画、アクションプランというようなものですが、これは法律でいえば、条例というのは法律が一番優先するのですが、この推進計画はどの位置付けなのですか。規

則とかそういう規程とあるが、重たいものの位置付け、どこの規則というか、当たるのでしょうか。

白石商工労働課長 条文の5条のところに、振興施策を総合的に行うものとする
と定めておりました、済みません、推進計画を策定しというふうにな
らってありますので、条例に位置付けられた計画でございますので、規
則と同様に重いものだというふうに考えております。

河崎平男副委員長 ならば規則に当たるは、準ずるということですか。これの
推進計画は。その中にいろいろなものを盛り込めば例えば実施しなけれ
ば違反行為というものが適用される等、よく条文の中には別紙規則によ
るとか書いてありますが、この推進計画というのはどの位置付けなので
すか。

姫井産業振興部長 第5条の2項の条文の中で推進計画を策定すると、これい
わゆる市の責務として明記しておりますので、規則あるいはその他のも
のよりも重いものというふうに当然思っておるところでございます。

河崎平男副委員長 規則のように準ずるということですよ。対等みたいな形
ですよ。

白石商工労働課長 ちょっと済みません。法解釈の問題だと思います。ちょっ
と成立の仕方等も違いますので、規則と全く同じかといえば、ちょっと
趣が違うというか、当然計画の中に罰則等を定められるかといえば、そ
うではないというふうに認識しておりますが。

河崎平男副委員長 条例があって、規則があって別紙規程があるような、ある
じゃないですか、そういった中では条例が憲法みたいなものじゃないで
すか法律に関して、推進計画はそれなら規則ですか、そういう流れ的な
ものに当たるわけですよ。(発言する者あり)

松尾数則委員長 ちょっと待って、局長からちょっと説明して。

古川議会事務局長 はい。法制執務上、条例があって、その下に、その下じゃないですけど、条例というのは議会で議決が必要です。規則は市長が決裁すればできます。よく条例があって施行規則というのがあって、条例を動かすために、どのように最後規則で定めるものを施行規則というのですが、この条文を読みますと施行規則まではいきませんが、この条例を動かすためにはこの推進計画はそれに準ずるといえるか、規則までいきませんが、条例を動かすためにはこの推進計画というものは重要なものという位置付けになるかと思えます。それと罰則につきましては、条例では罰則は規定できますが、規則では委任を受けない限り罰則は規定できないようになっておりますので、この推進計画等々で罰則がどうのこのということは発生してきません。

河崎平男副委員長 今の解釈、よく分かりました。大体それに準ずるといえることで理解いたしました。以上です。

松尾数則委員長 どなたか質疑ございますか。

中島好人委員 基本条例といっても新しくできているのは、今の経済状況に合わせて条例の中に盛り込んでいっているのが特徴ですよ。ですから、この間でも第1次産業や観光とかですね、そういうものをきちんと明記していくのが普通の流れになっているわけですよ。だから、委員会の中でもきちんと盛り込むと同時にここの特徴として大学もあるので、その辺のところをもうちょっとね、ないところと同じようなところじゃなくて、もっとそこに取り込んでいくとかね、その辺のところにはちゃんと条例で明記すべきじゃないかというのはこの間も指摘したけれども、依然ね。推進計画の中に盛り込むとか。それとかですね基本方針の中に、今なぜこの条例を作るのかっていうふうにすると、中小業者の置かれて

いる状況が厳しいので何とか光を当てていくための施策を講じていかなければならないという中で、基になるのはやっぱり循環型社会をきちんと明記して、その経済を目指してどう具体的にするかというところでは推進計画の中でそれを具体化していけばいいわけです。前文の中にちょっと循環という言葉を入れましたとか、そんなお茶を濁したようなことではなくて、本格的に本気で取り組んでいこうという姿勢が見えないでしょこれじゃ。ちょちよとして議会に出た、こっちの委員会が出た、何とか通してもらうために、こういうふうにして見えてしょうがないですよ。だからね、この辺を僕はここで一つずつ詰めていって幾らでも時間が掛かると僕は思っているから、意味ないと言ったのはそこですよ。まだそれでも委員長はずっとやるかどうかは知らないですけどね。

松尾数則委員長 いやいや、このとおりに続けていきます。

姫井産業振興部長 中島委員はそのように言われましたけど、決して第1次産業、農林産業とか観光とかを、どういいますか、盛り込んでいないから、この条例本文を盛り込んでいないから、推進しないというものでもございませぬし、とにかく中小企業振興を図ることが市の産業経済の発展につながる、それこそ循環型にもつながっていくというものでございませぬので、何度もお話して恐縮ですけど、基本方針、基本理念、方向性を示すというのがこの基本条例というふうに私どもは思っておりますので、具体的に書いてないからどうこうということは決してございませぬ。逐条解説で説明していますし、推進計画に盛り込んでいくという、とにかく推進計画盛り込んでいきたいと、強い気持ちは持っておりますので、そこは御理解をいただけたらと思います。何度も同じ説明で申し訳ございませぬ。

松尾数則委員長 議事の進行につきまして、一部異論が出ましたので、ここでごめん、10分ほど休憩。10分でいいか。ちょっと10分ほど休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

松尾数則委員長　それでは休憩を解きまして審議を続けたいと思います。逐条ごとに意見をいただきたいと思っております。第4条の基本方針のところでいろいろ意見が出ました。この中で第1次産業や観光、この辺が大きな話題になりましたが、これは基本的に推進計画の中に明らかにしていただけますよね。これは。

白石商工労働課長　補足の説明をさせていただきます。中小企業振興基本条例につきましては、中小企業基本法に基づいて定めておりまして、そちらの用語の中にも第1次産業等入ってございませんので、こちらのほうを用語で加えるのはいかがなものかなど。その代わり本市の特色を踏まえまして今後の推進計画の中でしっかり定めさせていただきたいと考えております。観光業につきましてはその他のサービス業等の中に入るのかなと思いますので、そちらはその中に包括されているのかなというふうに解釈しております。

松尾数則委員長　3項目につきまして質疑等あれば。

杉本保喜委員　今の説明で確認をしたいのですが、今後策定する推進計画に盛り込んでいきますという言葉は前のほうを受けて1次産業、観光の位置付け、これを受けて、これも入れていくという話と解釈していいですね。

白石商工労働課長　そのように考えております。

大井淳一郎委員　4条の1次産業とか観光との関わり、これについて私が指摘したのは4号の中小企業者の受注機会及び販路の拡大を支援することと

いう文言からは1次農林水産業等の関わり、あるいは観光との関わりが読み取れないと指摘しました。推進計画の中でそれらとの関わりについてしっかりやっていくのは分かったのですが、果たしてこの基本方針の何項の中でそのようなことを考えておられるのか。4号の中で逐条解説は書いておりますが、どうもそれはこの中から読み取りにくいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。一次産業や観光の役割はこの基本方針のどの号の中で生かしていくのか。この点についてお答えください。

白石商工労働課長 逐条解説のほうには一番イメージが湧きやすいということで4号だけを特記してというか、加えさせていただきましたが、1号の中小企業者の経営の革新、技術開発等も当然関わってくるのかなと思っておりますし、基本的には7号全てできるものについては考えていきたいというふうに考えております。

中島好人委員 やはり基本方針に循環型社会というのは、今はこれですよね。これはやっぱり方針の中に明記すべきです。それと学術研究機関というのはちゃんと明記すべき。特に当市の特徴としてはそこに入れるべき。いろいろな団体が地域の活性化のために事業することに対する協力や支援を行うという項目もそうだし、必要な財政的な支援というのは、6に経済状況に応じた支援とありますけども、ここはきちんと財政的支援というふうなことが僕は必要だろうと。ですから宇部なんかでもそういうのが項目としてあるから、プレミアム商品券でも商店街特有のそこしか使えない券を発行しようと。やっぱりそういう条例に掲げているから具体的な計画がそこに生まれてくるわけですよ。計画が先にあるわけではないですよ。条例に明記する意味というのは、推進計画に盛り込んだらいいという中身とは違いますよ。僕はその辺を指摘しておきたい。

松尾数則委員長 項目ごとに行きましょう。

中島好人委員 基本方針の7だけど、そこを言っていますよ。別に違うことを言っていない。

大井淳一郎委員 白石課長から4条全体の中で1次産業や観光との関わりを考えていきたいというのは分からないことはないのですが、やはりその中から読み取るのは、4条の基本方針を見ただけでは1次産業と観光の関わりというのは見えてきませんよね。その点宇部は地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進することということで、地域資源の活用という言葉の中に1次産業や観光との関わりというのが読み取れないことはないですよ。やはり実際逐条もそのように書いてありますのでね。そういった文言を加えていくという方向がいいのではないかと、宇部でいえば6号に当たるのかな。3条の6号にこのような文言がありますので。そのような形を入れていくことで、もちろん具体的な施策については推進計画でやっていくけども、条例上ではそのような形がいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

白石商工労働課長 御指摘ももっともだと思いますので、これについては検討をさせていただければと思います。

松尾数則委員長 そのほか基本方針について。なければ5条の市の責務について、に移りたいと思います。これは文言の訂正をしていただいたと思っていますけれど、よろしいでしょうね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして第7条のほうですね。これも基本的に役割、協力を訂正していただいて、注文したとおりに訂正されているかどうか。（「直していない」と発言する者あり）直っていないのか。これについて質疑をお願いします。

中島好人委員 中小企業の役割となっているわけよね。中身は努力目標になっているわけよね。役割とか協力とか責務とかは内容や位置付けによると思いますよ。中小企業も役割とするならかなり強い形だろうと思います

よ。それなのに努めるものとするところという話になっている。これは中小企業者に対する支援策としてこちら側が条例化しているわけだから、ここは努めるべき事項とかいう形でいいのではないかと思ったりしますけどね。

姫井産業振興部長 中小企業者の方々につきましては役割ということにしております。これは協力ということではなくて、あくまでも中小企業者は自らの自助努力もありますということで、役割ということで、その役割については努めるものとするという表現をさせていただいております。そのほか市民の皆さんとか関係団体等は協力と、市は責務というような表現をさせているところでございます。特に市民の皆さんにおいては協力をしていただくという、自主的な協力を求めるということで協力という表現をしているところでございます。そのような役割分担ということでそれぞれ市の場合は責務、中小企業者は役割、市民の皆さん等は協力というような表現をさせていただいておりますので、御理解をいただけたらと思います。

杉本保喜委員 宇部の例を見ても協力という言葉を使っています。だから、ここはうちのほうも協力という言葉を使っていますよね。だから問題はないと私は判断したいのですが。

大井淳一郎委員 姿勢として中小企業者と大企業者とは関係団体とは別人格なので、自主的な協力という形にならざるを得ないかもしれないけれども、やはり中小企業あつての大企業だし、それらが生きてくることで関係団体も生きてくるという関係があるので、やはり協力は市としてもしっかりと求めていかなければいけない。協力体制を求めていくということは変わらないと思います。そこは確かにやっていくということで間違いがない。実行計画とか推進計画等の中でその辺の協力体制を強化していくという姿勢はお持ちであるというのは間違いないでしょうか。

白石商工労働課長 そのとおりでございます。市の責務の第5条第2項のほうにも関係5者と協力して効果的な施策の実施に「努めるものとする」を「するものとする」と変えておりますので、その辺りは間違いございません。

松尾数則委員長 続きまして項目の6。財政上の措置について規定すべき点はないかという件についての質疑に入りたいと思います。

大井淳一郎委員 財政上の措置ということで、委員の中では市の責務の中にこういうのを定めるべきではないかという意見もあるし、また、市の責務とせずに財政上の措置という項目を別の条文に定めるべきであるということが議員の中でありました。ただ、いずれにしても何らかの形で条例上の根拠が必要であるというところでは、委員は大方一致しているのではないかと思います。この財政上の措置。今まで財政上の措置をやってきていなかったわけではなくて、今までもやってきていますよね。やっているから書かないではなくて、これからも財政上の支援をやっていくよというところですよ。ただ財政上の支援というのは何も無条件にお金をばらまくという意味ではありません。必要なときに必要な限りで財政上の支援をしていくという意味ですので、条件を満たしたところに対してですね。だから必ずしもこれを定めたからといって山陽小野田市の財政を急に圧迫するようなことをするわけではないので、財政上の措置というものは、私の考えは市の責務ではなくて別の条文を設けるべきではないかという考えなのですが、そういったことをやるべきではないかと思えます。この点については私たち委員の意見が反映されていないとは思いますが、その点について再度お考えをお尋ねします。

白石商工労働課長 繰り返しの答弁になりますが、この条文については加えないというのが市の方針でございます。御理解いただければと思います。理由につきましてはずっと述べておりますとおり、今までも財政的支援をしておりますし、今後も変わらないということでございます。

大井淳一郎委員 議会基本条例にも同じことがいえるのですが、当たり前のことだから書かなくていいとか、条例を定めなくていいという議論があるのですが、あえてこういうことを定めることによって、意識付けというのか、そういうのが大事だと思いますよ。先ほどから私が言っているようにこれを設けたからといって、いきなり何十億何百億を中小企業に突っ込みなさい、何千万突っ込みなさいという意味ではないと思います。中小企業振興の施策を推進するために必要な限りで、そういった財政上の措置を講ずるように努めなければいけない程度の規定がなぜできないのかというのが私も含めて委員皆さんの大方の一致した意見だと思います。ここはちょっとしっかりやるべきではないですかね。なぜ規定しないのですか。何か市長からこんなものは設けるべきではないと指摘があったのでしょうか。

姫井産業振興部長 決して委員の皆様方の意見を否定するものではございません。今までやっていたから、今後もやるからとか、それだけではなくて、担当部署としてはとにかく予算措置をしていきたいという気持ちは何ら変わっておりません。その方針につきましては今後とも予算確保に努めていくというのは我々の義務というふうに思っております。ここに確かに書いてはございませんけれども、推進計画でというところとあれですけども、我々としては推進計画の中で予算措置については何か明記していきたいというふうに思っておりますので、条例では入っておりませんが、今後の方針も変わりませんし、推進計画の中で示していきたいということとで今思っているところでございます。

中島好人委員 何でもかんでも計画に入れればいいというのではなくて、条例に明記するという意味は非常に大きいと。5年以上前にできた宇部市も第10条に「市は第3条に規定する中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」とある。これは努めるという形になっている。中には市の責務の中に「なら

ない」規定もある。僕は「ならない」責務までは言わないけれど、せめて必要な財政的支援をするように努めるというのを条例の中に項目として挙げるべきだ。宇部は挙げているから、さっきも言ったように何らかの中小企業しか使えないような商品券も発行していこうという知恵も浮かんでくるわけです。ここを根拠にしていろいろ考えるわけでしょう。なぜそれを入れないの。そういうのがないと絵に描いた餅。何の意味もない。そういうところに中小企業は、ある意味支援を求めているわけだから、施策としてね。そういう項目があるのかないのか。なければ、やっぱりそうかということになる。こんなのでは信頼関係も薄れるのではないか。やっぱりもっともっと本気で。なぜ入れられないのか。推進計画に入るから、やっているから、回答は今そうですよね。条例に入れると都合が悪いから。

姫井産業振興部長 予算措置については我々も一生懸命していきますし、この条例におきましては明記しておりませんが、今後とも予算確保に努めていくという姿勢は変わっておりませんし、推進計画に盛り込むからいいとか悪いとかじゃなくて、我々としては予算措置についても何らかの形で推進計画に盛り込んでいきたいという考えを持っていることは御理解いただけたらと思います。何でもかんでも推進計画ということで、どうこうということは決して思っておりません。とにかく担当部署としては予算確保には十分努めていきたいということは、何ら考え方は変わっておりません。

大井淳一朗委員 同じような議論に終始しているところもあるのですが、財政上の措置といったときに、例えば何千万、あるいは何億というお金を予算付けたらいいというわけではないですよ。結局その予算上の措置が効果的に中小企業に行き渡っているかということがあります。プレミアムのこともあります。融資制度も決して使い勝手がいい融資制度ではない。限度額の枠が1,000万に格上げにはなったものの、果たしてそれが使い勝手がいいものになっているのか。審査会が月1回であること、あ

るいは独立開業の際、要件も何年以上のという要件がある。そうした使い勝手が悪いところにも問題があるわけですね。今ある制度もしっかりといいものにしていかなくてはいけない。予算上の措置をする、しないだけではないわけですよ。そういったことも含めて使いやすい措置にしていくために、市の心構えとして別立てでもいいから条文を努める、最低限努力規定としてでも規定すべきではないかということを行っているわけでございます。その点はいかがですか。

姫井産業振興部長 大井委員の言われることも分かります。予算を伴うものと伴わないものもあります。予算が伴わないものにつきましても当然改善していかなければならないというふうに思っておりますし、推進計画の中にも当然市の融資制度につきまして、これが完全なものとは思っておりません。例えば融資の限度額であるとか償還期間のことであるとか、あるいは独立開業資金においても、もう少し基準を見直さなくてはならないということで、その辺りの充実改善についてはしていかなければならないし、推進計画にも盛り込んでいく予定でございます。ですから予算措置、あるいはないものにつきましても中小企業の振興を図るためには市としては当然やっていかなければならないというふうには思っているところではございます。

大井淳一郎委員 この点については全体的に言えるのですが、一通りやった後で議員の中で対応について考えていきたいと思えます。

松尾数則委員長 そのほかございますか。なければ次7番目の項目。審議会、見直しですよね。その辺のところについて質疑をしたいと思います。

中島好人委員 こういうものは頭で考えるものではないという点もあるわけですよ。やはり現場の声というか、いろいろな専門家、直接の業者、団体、困難に当たっている人たちの声を聞く。そういうことが必要ですよ。何で作らないと言っていましたかね。

白石商工労働課長 本市では審議会ではなくて協議会を設置したいというふう
に考えております。そちらのほうで意見、声等は取り上げていきたいと
思っております。

中島好人委員 協議会と審議会の違いは何か。

白石商工労働課長 審議会は条例に基づく設置機関ということで、協議会は条
例に定めずに設置するものです。

中島好人委員 協議会はやってもやらなくてもどちらでもいいよと、できるだ
けということだけど、審議会はやる。きちんと規定してやらなければなら
ないというね。だから審議회를きちんと明記してやらないと、自分た
ちの思っているところとか、こうしたらいいとかいうところを審議会で
きちんと位置付ける必要があると、そういうふうに思いますけどね。な
ぜ審議会にしないのですか。協議会をやるのなら審議会でもいいのでは
ないですか。なぜ審議会にしないのですか。理由は何です。

白石商工労働課長 一番に予算的な措置。委員報酬等が確保できていないとい
うのが一番でございます。

中島好人委員 それは幾らぐらいの予算ですか。一番大事なのは委員さんにお
金が掛かるとか、そのようなものではないでしょう、中小企業振興基本
条例の制定というのは。

大井淳一郎委員 予算を伴わないから協議会にしたというような回答だったの
ですが、この中小企業振興協議会は恐らく各商工会議所やら諸団体の方
も出られるとは思いますが、その点をまず確認したいのと、それらの方
には報酬は支払われるので、予算上の措置はされますよね。どうです
か。

白石商工労働課長　メンバー的には大井委員の言われた方たちをと考えておりますが、報酬については今のところお支払いは考えておりません。

杉本保喜委員　全体的に見て私たちの言う意見、それを100%のんでくれという話ではないことは我々も承知しております。ただ、6番目にしても、この市の責務の中に包括するという考え方にするとか、審議会を設置するかしないか、最初に私たちは審議会であるべきと言ったのですが、審議会の扱い方については、はっきり全体的なものを持っていない。結果として協議会に落ち着いたというような考え方もできると思います。したがって、ここはアクションプランの中にしっかりと組み込んで運用していくと。運用の仕方を大井委員が言ったように、どのくらいのはんちゅうの人を集めて、どのくらいのレベルの内容に持っていくかということは、やはりしっかり考えておく必要があるというふうに思います。

大井淳一郎委員　この項目7について共通というのはね、審議会あるいは、公表、条例というのは、単にこの条例が机上の空論ではなくて生きたものとするためには、審議会を設けて広く意見を聴いたり、公表することで広く意見を聴く対象にしたり、計画のですね、場合によっては定期的に条例を見直しするというような生きたものにするためのものですよ。結局それを生きたものにしますよという姿勢が条例上表れているか、表れていないかの違いなのです。当市ではどうもその辺りが見えてこない。確認ですけど、公表はすると書いていますよね。実施状況は公表すると逐条解説には書いてあるのだから条例に公表という文言を入れないという意味がちょっと分からないというのがあります。条例の見直しについては全ての市の中小企業振興条例が定めているわけではないので、これはまだ分からないことはないのですが、公表については市の方針としては公表すると書いてありますよね。ですから文言で定めることは難しくないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

白石商工労働課長 公表につきましては、私ども審議会とセットというふうに考えておりましたので、条例の中でというふうに考えておりましたので、この度は入れておらないというのが実情でございます。

中島好人委員 きちんとした責任ある審議会の中で審議して、内容も公表して改めてそこでいろいろな人の意見も聞きながら全体で。先ほども言ったように大企業、市民、中小業者、いろいろな人たちの、市民も含めて知恵を吸収しながら、中小業者の振興、ひいては当市の活性化への道を進めていくことになるわけですから、そこを公表しながら知恵を借りていくというか、御意見を聴いていくというか、やっぱりそういう流れを作らないと、ちょこちょこっといつもの従来型の何人かトップの人が集まってちょっと話して、それでそうしましょうと、こういう話じゃ今だめだと。全てオープンにして全ての人を借り、知恵を借り、力も合わせて、いろいろなことをしていかなければいけないのに、何かね、そのようなものも見えてこないですよ。なぜ公表できないのか。

姫井産業振興部長 確かに条例の中では審議会という言葉は入っておりませんが、我々としては協議会を作っていきたいと。審議会と協議会で委員におかれましては、同じような委員を考えております。今中島委員も言われましたように、あるいは大井委員も言われましたように各種商工団体の専門家であるとか、あるいは中小企業の方にも、あるいは大企業の方にも委員になっていただきたいと。それと本市では理科大がございしますので、理科大の方にも委員になっていただきたいと思っておりますし、あるいは県の産業技術センター、こちらのほうが技術革新とかありますので、そういう専門の方は委員になっていただきたいというふうに、特に推進計画においてはですね、その方たちにアドバイスもいただきたいと思っておりますし、御意見をいただきたい。そして検証についてもいただきたいと。そして御回答もしておりますけど、実施状況についてもホームページになろうかと思っておりますけど、その辺りについても公表していくということでございますので、審議会と協議会という名称はちょっ

と違いますけど、開催すること、公表することについては、何ら違いはないかというふうに思っております。

中島好人委員　それなら条例の中に、協議会を設置するという項目を入れるわけですか。それをいうのは推進計画の中でしょう。条例の中に審議会といるのはないから。条例の中には協議会がないから結局きちんとね、責任もってちゃんと条例で審議会をやるというふうに、まあ協議会やるというふうに言ってもいいのだけど、協議会は条例の中には協議会といるのはないから、だから結局そういう思いというのは、全部推進計画の中で協議会を作りますとか、そういう話になるのでしょうか。それで協議会の中で公表します。推進計画の中で。だからそういう思いをきちんと条例で明文化していくときではないかというふうに思うわけです。今の思いがあるから。何もちよろちよろと推進計画の中でやりますというような、濁らすようなことじゃないでしょう。

姫井産業振興部長　推進計画を作っていくときに、協議会を設置して専門家の方々の御意見をいただきたいということでございます。確かに条例の中には、ちょっとあれですけど、審議会となりますと予算措置も必要でございまして、その辺り私も正直いって言いづらいのですが、何ら審議会と協議会、性質的には違うものではないというふうに思っておりますし、当然協議会を作って、専門化の方々の御意見をお伺いすると。そして公表もしていきますということでございますので、逐条解説で書いてあるからということではございませんが、その方針は何ら変わらないことは御理解をいただけたらと思います。

大井淳一郎委員　審議会と協議会は同じというような捉え方ではないと私たちは思っています。この協議会というのは恐らく今からこの条例が通った後、作られるだろう推進計画を作る際に集まって御意見をお伺いする。実質的には事務局案を見てもらうというような形になろうかと思えます。審議会というのは恐らく、そういうこともあるのですが、その計画は定

まった後に、定期的に集まっていただいて、その中小企業の政策、施策の良し悪しについて専門家からとか、広く意見を設けるものだと思うのです。継続的なものだと思うわけですね。この今の協議会の形だと、計画は終わったらじゃあもうこの中小企業の施策については、市民から意見を、市民というか、専門家を含めて意見を聴く機会がないのではないかとというような捉え方なのですが、その点はいかがですか。

白石商工労働課長 協議会の中でも引き続き検証はさせていただきたいというか、お願いはしていきたいというふうに思っております。

中島好人委員 やっぱりこれができた後のほうが大事でしょう。基本的に条例も大事だけど。それをいろいろな人に意見を聴きながら進めていくというような、それはもう審議会できちんと位置付けて、委員何名で構成して、そのことを公表する等いろいろ。だから計画を作るだけの協議会だけではいけません。

姫井産業振興部長 中島委員の言われるとおりで、協議会は当然策定時も、計画を作るときにも専門家の御意見をお伺いしますし、あるいは実施後の定期的に検証も行っていただきたいと思えますし、あるいは計画の修正についても御意見をいただきたいと思えます。また検証していただくということで、定期的に当然推進計画を作るときだけじゃなくて、定期的な協議会を開催していきたいと思えます。そしてその都度市民の皆さんにもホームページ等を通じて公表をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

中島好人委員 そこまで言うのであればきちんと条例の中に審議会を構成するという形で、何でお金だけかね。結局財政措置が要るからと。その委員会の構成に、何人かに会議を開いたときに手当が要るからそれを惜しんで、そんなことで中小企業者の振興が図れるかね。

姫井産業振興部長 その辺の予算措置のところは非常に私もお答えしづらいのですが、審議会であろうと協議会であろうと専門家的な御意見をお伺いして進めていくということは、何ら考えは変わりませんので、その辺りは御理解をいただけたらなというふうに思います。

大井淳一郎委員 ちょっと質問の内容を変えましょう。まずそもそも審議会委員に報酬というのは支払われているのですか。現在。その点について。そこを明確にしないとね。審議会には報酬が支払われているのか。

白石商工労働課長 条例で定められておりますので、支払う根拠というか、金額のほうもたしか定められていたと思います。

大井淳一郎委員 それは2,000円と聞いていますがそのとおりでしょうか。

白石商工労働課長 そのように理解しております。

大井淳一郎委員 協議会になると報酬は支払わなくてもいいとなるということで理解しているのですが、そういうことなのですか。報酬はないから協議会なのですか。ちょっとそこが見えないのと、あと附属機関等設置条例とかになると思うのですが、その条例を定める考えはあるのですか。

白石商工労働課長 報酬として支払うのは、条例で定めとかなければいけません、報償等で払うということは可能でございますが、今のところちょっと考えておりません。設置条例のほうも協議会については必要ないというふうに思っております。設置に当たって、協議会の設置要綱は作っていきたいというふうに思っております。

大井淳一郎委員 お金をけちっている、けちっていないという議論もあるのですが、ちょっと今までの話を聞くと協議会と審議会の性質の違いもあるのかもしれませんが、答弁では継続的にこういった検証等しっかりやっ

ていくと言われているのですが、果たしてそのようになるのだろうかというのが解せませんね。作ったら終わりではなくて、作ってからがスタートで、時代の流れもどんどん変わっていきますので、それに応じてきちんと外部の意見をもらって、この計画は生きたものにしていくためには、何らかの予算上の措置というのは必要ではないかと。どうも予算上の措置を嫌って、わざわざ協議会にしている気がしてならない。設置条例も設けずに設置要綱に収めようとしている、その点がどうも解せないのですが。その点はいかがですか。

姫井産業振興部長　とにかく継続的に専門家の方々の御意見をお伺いする、あるいは中小企業者、大企業者の御意見もお伺いしていくような、協議会にしたいというふうに思っております。とにかく本基本条例を作ることは非常に大切です。本当に基本条例ですので、多くのことが語ってない部分もありますけど、基本方針等は定めながら市の方針を定めていくという条例は非常に大切です。それと併せて、この基本条例を進めるために推進計画を作って、基本条例に基づいた方針を具現化していくことということで、推進計画も非常に大切というふうには十分思っております。審議会、協議会というちょっと名称は違っておりますが、専門化の方々の御意見をいただきながら、市の本当に特性に応じた推進計画も我々も考えていきますけど、御意見もいただいて、とにかく前に進めていきたいという思いでございます。

大井淳一郎委員　そういった思いを条例の中に盛り込むためには、実施状況の公表ということについて定めるべきではないかというのは、多分委員それぞれが思っていることなのです。先ほどの答弁からいくと、中小企業振興協議会これは条例上の根拠ではないから、この市の責務として公表について定めなくてもいいのではないかというような答弁があったのですが、私は別に協議会が条例上の根拠に基づこうが基づかなかろうが実施状況の公表について条例に定めることは可能だと思うのですが、その点についてはいかがですか。ちなみに宇部市は審議会ですので、審議会

ということもあるのかもしれませんが、3条の3項ぐらいに市の責務として実施状況の公表について4条の3項ですね、公表しているということをおきまして。

姫井産業振興部長 先ほどの答弁の中で、審議会を設けて公表しますよというのが、たしかよその場合では条例中がセットになっておるということでございます。我々の考えは確かに条例にはないのですが、逐条解説というのとまた何ですけど、協議会というようなものを設けまして、仮称でございますけど、そしてその中で、協議会におかれましては調査、研究、検証を行いながら公表していくということを逐条解説のほうで明記しておりますので、条例に明記していないから、そういう専門家の意見を聴かないとかいうことではございませんので、あくまでも専門家の御意見を聴きながら、振興計画は作っていったら検証もしていただきたいということでございますので、トーンが落ちるとか、落ちないとかいうようなことではなくて、進めていくということで御理解をいただけたらと思います。

中島好人委員 審議会の開催に当たっては誰が招集して、協議会は誰が会議の開催を招集するのか。

白石商工労働課長 両方とも最初は市長だったというふうに思っております。会長が決まれば今度は会長に。規則、要綱等でまたその辺は定めるようになると思いますけど。

中島好人委員 両方市長みたいなことではないですよ。審議会は市長が付託するのだから、ある意味じゃ行政から独立した一つの団体になるわけでしょう。協議会というのはあくまでも行政主導の、市長が招集して、その関係者が集まって協議するわけでしょう。だから審議会というのは、そういう関わった人たちが本当に今の経済状況の中でこうこうだと言って、そこで会長や委員が主体となって、会議の開催の必要性があると

かいう形の中で進められるわけでしょう。ある意味じゃそういう第三者的な独立した機関というのが、やっぱり僕は審議会の果たす役割じゃないかと思うわけですよ。だから単なる名前が変わってというのが問題ではないと思いますよ。基本的にはやっぱりそういう独立した機関というか、その専門というか考える人たちが知恵を出し合って、常にそういうルートで進めていくことが僕は大事だと思っているわけですよ。協議会で必要だということで、協議会に集まってもらってとか、日常的にね、行政はこれだけじゃないから、お宅もそうでしょう。中小業者のことだけじゃないでしょう。日常的にそういうのに追われるわけですよ。だけど審議会自体は、もう専門にそこをどうしようかと毎日それ一本で考えていくわけでしょう。会長を始め、そういうメンバーは。そこにいろいろ知恵があるわけでしょう。協議会なんていうのはね、行政型の指導型でね、やっていくわけですから、そういう日常的に追われて忘れていたら、その間にもう中小業者はどんどん衰退していく。目に見えているでしょ。僕は審議会を作るべきだと。きちんと独立した機関を作るべきだと。1回に2,000円、そのようなところを惜しんで一番大事なところを失うのではないですか。

姫井産業振興部長 何度も同じ説明になって申し訳ないです。審議会でも（発言する者あり）協議会でも委員構成については恐らく変わらないというふうに思っておりますし、内容にさせていただくことも審議していただくことも特段変わらないものというふうに思っています。審議会だから協議会だからということで、審議の内容が変わったり、重みが変わったりするものではないというふうに思っております。

松尾数則委員長 どうも話が循環してきたので、この話はまた後、議員間の討論のときにまた話めたいと思っております。続いて8項目、大企業及び関係団体との協力について、これは認めてもらえなかったのですかね。この件について質疑を交わしたいと思います。

大井淳一郎委員 この点は私も含め各委員から指摘した杉本委員も含めて、指摘してきたこととございます。第7条で一緒くたに大企業及び関係団体等とはということとくくっております。できるだけ分かりやすい表現ということで書かれているのですが、これが分かりにくいわけですよ。分かりやすいというのは、簡潔に書くことが分かりやすいということではありません。基本的にそれぞれの協力の対応が違います。何回も宇部の事例を挙げて悪いのですが、6条から8条までですね。学術研究機関等の協力、大企業との協力、金融機関の協力と、それぞれの協力体制について具体的に書いてあるわけですよ。これが分かりやすいということとあります。それで、7条、条ずれとか余りやりたくはないので、私は7条の中で、1項から3項ぐらいまでに各それぞれの協力体制について書くべきだと。実際逐条解説にも具体的なことを書いていますので、こういった表現を盛り込めばいいのではないかと提案したのですが、分かりやすい表現なのですかね、今の第7条が、簡潔にするということが分かりやすいということなのか。簡潔にすると余計に分かりにくいということはよくあることじゃないのでしょうか。

姫井産業振興部長 この分かりやすい表現ということはたしかに簡潔にすればいいというものではないということも分かります確かに。それで前もちよっとお話したかと思うのですが、多く書けばいいというものではなくて、また少なければいいというものではないということも理解しています。他市の状況におきましては、7条、8条ぐらいのところもありますし、その場合においては、大企業とか、学術研究機関とか、たしかそういうようなものも入っていないところもあります。いろいろシンプルなところもありますけど、また宇部が、たしか12条ぐらいだったと思うのですが、12条ぐらいあるところもあります。本市の場合は今、9条とございます。我々最初この条例を作るときには、できるだけ本当に分かりやすい表現ということで、特に逐条解説にも実は力を入れておるところとございます。逐条解説もよそを参考にするとかなり難しい表現等があったり、専門的な言葉がたくさん書いてあったりするところもあります

けど、我々としては逐条解説におきましてもとにかく1項ごと、あるいは1号ごとに書いておりますので、その辺りで分かりやすい表現をさせていただいておるといふものでございます。

中島好人委員 だから今、大井委員が言うには条を何条と増やしたくなくね、その条の中に1項目、2項目、括弧1、2、3ぐらい入れて、抜き出して、学術研究機関等の協力とか委任機関の協力とかそっちのほうが分かりやすいのではないか。それなら条が増えなくていい。グッドアイデアですね。

大井淳一郎委員 本当に第7条だけを見て、具体的に何かイメージができますか。これが一番問題じゃないですか。今、中島委員からフォローしていただきましたけれども、7条の中で生かすことは十分できると思うわけですよね。1項から3項を設けることでね。そんなに分かりやすい表現とは僕は思いません。いかがでしょうか。併せて言いますと、僕も法律を少しかじっているんで、あれなのですが、条文というのはそんなにね、あまりにも詳細にしてはならないということは分かります。でもね、あんまり抽象的過ぎてもいけませんよ。名宛人は市民ですからね。市民というのは働く人や学んでいる人も含めた広い意味でも市民ですけれども、そういった市民に対して分かりやすくするのは基本中の基本だと思います。だから7条をもうちょっと具体化すべきじゃないかというのが私を含めた委員の大方の意見だと思うのですが、その点についてはいかがですか。

中島好人委員 学術研究機関というのはね、中小業者との連携というのは非常に切実だし、非常に重要なのです。以前にも、これは宇部高専の先生とこっちの中小の業者がシャンプーか何かね、そういうのを発見して有名になったことがあるのですが、やっぱりそういう連携をしていくという項目が僕は今どき必要だし、中小業者への光というか方向性も見えてくるのではないかと。ただここは何ですか。そういう協力はないのですね。

ある。（「逐条解説にある」と呼ぶ者あり）何なん。逐条解説なんて意味ない。条例できちんと位置付けないと。何で。

姫井産業振興部長 関係団体等という用語の定義の中で、学術研究機関ということは明記させていただいておりますので、この第7条では関係団体等というような表現をさせていただいております。特に関係団体と大企業と、そして中小企業者の皆さんとの連携というのは非常に大切であるということも十分認識しております。そういうことで連携と協力に努めていくというような表現をさせていただいております。また逐条解説に書いてあるからというようなことではないのですが、条例は基本条例でございますので、基本的なことを明記させていただきながら逐条解説のほうでもう少し詳しく書かせていただいております。御理解をいただけたらなというふうに思います。

杉本保喜委員 話の出発点は前々回に産学連携という言葉を入れることによって私たちの市が中小企業者を大切に、なおかつ全体的な市の活性化につながるという思いで、という話をしてさっき大井委員が言ったようにそれぞれの協力体制の在り方ということをやった方がいいかというふうな話を出してきたわけです。その結果として逐条解説に協力をそれぞれ努めるというふうにしておるのですが、今回の回答にはそれぞれ協力、役割については推進計画に盛り込んでいきますというふうに回答されていますが、この辺のところは具体的にどういう盛り込み方を考えておられるかを教えてください。

姫井産業振興部長 まず産学連携につきましては、基本方針の7号のほうで産学連携のことも逐条解説のほうでうたっております。実際に産学連携を進めるということでその辺りにつきましては推進計画の中で、例えばセミナーを開くとか、あるいは大学と事業所の共同開発、その辺りを支援していくとか、せっきやく本市の場合は理科大がございまして、理科大の特に技術的な支援を企業の方にさせていただくようなことを推進してい

くことを推進計画の中では盛り込んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

松尾数則委員長 よろしいですか。残りはこの後。続きまして9項目。循環型社会これは半分認めてもらえたのかな、たしか。（発言する者あり）

中島好人委員 今地方創生の基本はどこにあるか、地産地消の流れ、自分たちでできたものを自分たちで作って人を呼び込んでいく、資産を東京のほうとかに出すのではなくてそういう循環型社会が今生き残ってきているわけですよね。そういう基本姿勢が試され済みの地域循環型の経済政策を進めていくということが基本になっているわけですよね。そういうところできちんと方針の中にそういう形を進めていくという項目を立てるべきではないか、そこからいろんな知恵が生まれてくるわけでしょ。何とか地域経済を豊かにしていこうということが生まれてくるわけでしょ。ですから財政面だけではなくて商品券でも地域経済だけで使える商店街だけしか使えない項目などもそこで回転させようというふうにはなるわけでしょ。資本がよそにあるところの大手のところではなくてということで、循環型でしていこうという知恵が浮かんでくるわけでしょ。だから条例というのはそういうものなのよ。それが大事。そこを基本にすべきなのだとということで、ただちょっと前文にぼっと入れているだけの話はそこから具体的な施策は生まれてこない。きちんと項目を立てて循環型社会を目指す、経済を目指す、これを基本とするのだと、若い人はと、こういうふうにしなないとだめです。

姫井産業振興部長 中島委員の言われることはもっともだと思っています。中小企業者とあるいは中小企業者同士、あるいは中小企業と大企業者同士その連携というのは非常に大切でありますし、特に地産地消といいますか地場産品を使っていただくと、市内の製品を使っていただくというのは非常に大切というか当然これを進めていかなければ、推進していかなければならないというふうに思っています。8条の「市民の皆さんの理

解と協力」ということで2項に市民の皆さんは中小企業者の商品、サービス等を御利用に努めるものとするように、ここでもいわゆる地産地消を進めていきたいと、地産地消に御協力くださいということをはっきり示しておるところでございます。とにかく市内の製品、市内の商品、地場産品等を含めて市内の皆さんに御利用いただいて、ひいてはその利益が企業のほうに中小企業のほうにいて、また従業員の方の所得がアップするように市内の景気の循環を進めていくというのは一緒の認識でございます。

中島好人委員 あなたがどういうふうに思おうと一緒の認識であろうとなかろうと、そういうのではなくて協力のところに書いてあるから循環型というのですか。僕はある意味じゃあ、新しく構築していかなきゃいけない、システムとして。構築しなければいけない。市民に協力しましょう、市民の皆さんこの物を買おうと、それが地域循環型だとそういうわけですか。今の回答はそこに書いてあるから、市民の役割のところに書いてあるからいいと。

姫井産業振興部長 ちょっと説明不足でありまして申し訳ないです。この基本条例を進めることが循環型というものは十分理解しております。ただ今ちょっと、具体的にとにかく私が思っているということでまたあれなのですが、とにかく地元の企業の方が市内の製品なり資材を使っただく、そして市民の皆さんも地元の物を使っただく、あるいは消費、購入していただきたいということは大きく循環につながるのではないかと、その一例でございます。全般的に中小企業振興を進めることが循環ということでございます。説明不足で申し訳ありません。

中島好人委員 これは大事な点で、そういう項目を立てることによって、そして推進計画の中で今言われたことを、例えば大手の仕事が入ったら地元のところで購入してもらおうように利用者に言うとか、その辺のところ今言った範囲ではそういうところは推進計画で書けばええわけやけど、僕

はそこまで言っているわけではない。きちんと地域循環型の経済を目指す方針の中に入れておくことによって施策が生まれてくるわけでしょう、いろいろな施策が、今言っていた内容が。そこは計画の中に盛り込んでいけばいいわけでしょう。だから入れるべきだと。項目で柱立てる必要があるのではないかと。項目の中に入れても、方針の中に入れてもいいけども。

白石商工労働課長 その意味を含めまして前文に今までの背景の中に入れてそれを目指すために行う行為として、達成できるというふうに考えて前文のほうに修正を加えさせていただきました。

中島好人委員 前文からは施策が生まれてきませんよ。やっぱり項目がある中でその項目を実現するためにどうするかという具体的な施策が生まれてくるわけでしょう。そのために前文の中から出して施策はどうするかというふうには生まれてこないでしょう。具体的な計画は。項目があることによって、これをどう推進していくかという計画が生まれてくるわけでしょう。前文で片が付けられるものじゃない。基本として項目に挙げてそういうのを実施するために具体的な計画を立てていくというふうにしなないとだめです。

姫井産業振興部長 前文につきましても非常に重たいものと思っております。なぜ中小企業の振興を図るのかという目的がここに実は冒頭前文書いております。何度も言って恐縮なのですが、本市ほとんどが中小企業の皆さんで企業の方は中小企業の皆さんでございますので、中小企業の振興を図っていかねばならないと、だからこの条例を制定するものと最後結んでおりますけど、本市の経済の発展あるいはこの好循環とも言うのですが、循環型社会を構築することが必要だからこの条例を制定して、基本方針、基本理念等で定めながら具体的につきましては推進計画で進めていくと、実施していくということでございますのでここに盛り込む、なぜ作るのかという非常に大切な部分でこの循環という言葉

入れさせていただけたらなというふうに思っておるところでございます。

中島好人委員 その前文に入ったことは評価しますよ。それならなおさらそれを生かすために具体的な施策として項目として入れて、そこを計画化していく必要があるのではないか。せつかく前文の中に盛り込んだわけですからそれを生かさなければいけない。生かすためにはきちんと前文で書いたように循環型経済社会を目指していくのだということを、項目を一つ入れるだけの話でしょ。あと計画で具体的な地域経済を発展するためにどうしたらいいのかという具体的な施策を今後作っていく、計画を作っていくというふうになるわけでしょ。

松尾数則委員長 どうも同じ内容の繰り返しになったけど、新たな回答がある。（「いいえ」と呼ぶ者あり）じゃあこの件についての続きは後で話し合いたいと思っています。それでは10番「市の責務」のほう、でもこれは認めてもらって。市の責務についてはこれだけでしたかね。（発言する者あり）何か質疑ありますか。じゃあ11のほうで基本方針の、これは逐条解説のほうやね、たしか。これ直してもらえるとということでしたかね。

大井淳一郎委員 これは単なる4条の逐条解説の（5）、人材育成を後継者育成に変えますというだけで別に条文が変わったわけではないです。ただこれについては後継者育成というのは第二創業という意味合いも含まれるということもありますという回答をいただいていますので、一定の理解はします。逐条解説も変えていただいたので。

松尾数則委員長 以上11項目についていろいろと審議をしてきまして第4条でしたか、変えましょうという話ではなかったですかね。基本方針の中で。変えていきたいという話はなかったですかね。執行部のほうから。（発言する者あり）これは検討する余地があるということで捉えていいのですか。

白石商工労働課長 大井委員から御指摘がありましたのが宇部の基本条例のほうに載っております。たしか6号の地域資源の活用による産業の発展及び創出を推進することと、この1項をとということで。促進することということでございます。これは検討のほうさせていただこうと思っております。

松尾数則委員長 それは検討してもらえますのですね。議会のほうで検討しなきゃいけない案件が随分あるのでここで一回委員会を中断しまして後は議員間の中でいろいろと自由討論、話し合いたいと思っております。その辺の報告は1時半ぐらいからまた開いて続行したいと思っておりますので、1時ぐらいから議員間で自由討議をしてみたいと思っております。それでどのような話になるのか。委員会のほうはこれでしばらく中断いたします。

午前 1 1時 56分休憩

午後 1時 8分再開

松尾数則委員長 それでは今から議員間の自由討論ということで委員会に入りたいと思っております。逐条ごとにいきたいと思っております。ここをこのように修正すればのむよといったようなところまで話を煮詰めていきたいと思っております。まずデフレについて。

大井淳一郎委員 この辺は中島委員が従来から指摘しているとおり、現在の状況に合っていないということで削除ということでございます。グローバル化については、宇部はグローバル化による企業間競争の激化とか明記しておりますが、私はグローバル化という言葉は企業間競争の激化という言葉につながるので、そこをあえて入れることはないのかなと、これは私の意見ですけど。デフレを削ることは中島委員の言われるとおり、

削らなければいけないと思っております。

中島好人委員 デフレという言葉自体は経済状況を判断するには適切な言葉ではないということは指摘され、そうした議論の中で削除という形は評価できますけども、今どこの経済状況を見ても、今の経済状況をどう判断するかという中ではグローバル化というところが、経済をどうするかというのが主なところだろうと思うので、そういうふうなものを入れるべきではないかというふうに思っております。

松尾数則委員長 デフレを消してグローバル化という内容を網羅しておかないと譲れないと。

中島好人委員 そんなことはないですけども、委員会の中できちっと、私は経済状況を判断するのにグローバル化、グローバル経済の状況の中でどうするかということが大事ではないかということを経験しているのですが、全員一致という中で、ないほうが良いというのが大勢を占めればここにあるから反対というのではない。

松尾数則委員長 なければ困るというような内容ではないと受け取ってもいいですか。

中島好人委員 この間の状況を見ると、市長と相談してきて、変えられるところは変えてきたと思うわけですね。今日の答弁からしてみるとですね。ですからそれ以上のことは判断で変えられないと、伺って見なければいけない。だから早い話がここで遠慮して外すというのではなくて、グローバル化というのを入れたらどうかと、ちょっと下と相談してきなさいと。いやもうないほうが良いと言うのであれば、入れないと言うならそうだけ入れようかと言えばあったほうが良いのではないかと。

大井淳一朗委員 入れるなという意味ではないです。おっしゃるとおりこの文

言が影響するものではないので、入れるのであれば「経済のグローバル化による企業間競争の激化」ということで宇部市と同じような表現でまとめることはできるかと思います。それでよければそれでも。皆さんはどうですか。入れてはいけないということはないでしょうから。デフレを削って経済のグローバル化によるという言葉を入ると。

杉本保喜委員 私は大井委員が最初に言われたほうに、どちらかといえば賛成ですね。市場ニーズの多様化、企業間競争の激化、この辺りで現状を表現しているという解釈ができると思うわけですよ。だから改めて言葉を入れ替えるという段階ではなくて、もうこの辺はデフレという言葉削除するということで落ち着くのではないかと思いますけど。

長谷川知司委員 私もデフレそのものはなくていいと思うのですが、代わりにグローバルを入れるということはそこまでしなくてもという気持ちがあります。

河崎平男副委員長 私も文言として入れるというのはあまり必要ではないというふうに考えております。というのは、やはり前文の中にほぼ経済状況等も含めて文言として説明文が分かりますので、いいのではないかなというふうに思います。

松尾数則委員長 中島委員の件はどうでしょうか。委員会の中で意見が、話がまとまれば、中島さん承諾してもらえればと。

古川議会事務局長 追加うんぬんではなくて、最初にそのことは投げていないのでどうのこうのというより、前回の委員会の中でここはこうだと投げたボールで返ってきたのでそれを審議するというのがシンプルではないでしょうか。特に6、7、8をよく審議されたほうがいいのではないかと思います。

松尾数則委員長 3は考えておくという話がありましたよね。第4条については執行部のほうで検討するという意見をもらっているのです。2は問題ない。4の市の責務辺りで、実施するものとするということで基本的にはいいですね。5項ですね。役割と協力。

杉本保喜委員 先ほどの会で私が発言したのですが、私はこれでいいと思います。

松尾数則委員長 中小企業は役割。そのほか意見ございますか。最大の難関であります6番目、財政上の措置について。その辺で、どっかで折り合いをつけることができればと思っているのですが。

大井淳一郎委員 後にしましょう。

松尾数則委員長 済みません。それは正解だと思います。これは後にしましょう。7項目審議会ですね。

杉本保喜委員 これについても前の会議で大分いろいろ言いましたよね。その結果としてこの協議会に彼らがやっているというのはそれなりに立場があると思うわけですね。だからここはここで置いておいて、後のアクションプランでどのような形でやっていくかというところに注目するような形でもいいのではないかなというふうに私思いますけど。

松尾数則委員長 中島委員の発言にもありましたように審議会と協議会を同じレベルでみてもらってもねという気もあるのですが。（「それもあるのですがね」と呼ぶ者あり）どなたか発言ありますか。

中島好人委員 もうここの委員会に投げられてきたわけですね。向こうがきちんと明記せずに協議会ということで計画の中でやりますと。そういうところに僕ら議会側が入り込んで執行部を信頼してというような水準の

問題ではないと私は思うわけですよ。やっぱりそれなりのこの委員会の責任が問われるわけです。アクションプランで反映されるというからアクションプランをよく見ておけばいいと、推進計画の中で盛り込まれるからいいと、審議会は作らなくても協議会を作るからいいと、そんなので僕らは納得していいのかと。もっと慎重に一つ一つ吟味していく必要があるのではないかと。この前のプレミアム商品券についてもそうでしょ。中小業者へのところもやっていけと言ったのに何もなし。それなのに信用できますか。きちんと条例で明記されることによって初めて執行部側も責任を感じるわけですよ。だから僕は継続審議を求めます。一つ一つがここで詰められるような問題ではない。もっと真剣に一つ一つ。例えば財政的な問題でもきちんと明記させたいというのもここで一致は取れませんよ。それと同時に循環型社会どうするかという条例も見合わせるとこの事業の目的、条例の目的の中にきちんと明記してそういう型を目指すのだと、目的の中に入れるとかそういうふうになっている。ただ単に11項目がどうかというだけの問題ではなく、それ以外も僕はあると思いますよ。だからここに来て慌ててどうこうすることはないのではないかと。だからそういう意味では審議会の問題についてはきちんと設置させるべきではないかと、僕はこれがある意味では一番大事な点でもあるというふうに思います。

松尾数則委員長 何かありますか、意見。これもちょっと置かないといけないかな。どうしてもまとまらないものは置いておいて次に回しましょう。次は第8、7条。

大井淳一郎委員 7については、公表ですね。実施状況の公表については市の責務の3番目にこれはきちんとしなければいけない。これ最低限だと思いますよ。組織的な審議会あるいは条例全体の見直し、これは設置しているところもあれば設置しないところもあるのであれかもしれませんが、実施状況の公表については執行部もやると言っていますし、逐条解説もありますし、これは市の責務の中に公表については入れるべきではない

か、最低限そこぐらいはしなくてはいけないかなと思います。審議会の設置等については私も思いはあるのですが、条例上の根拠としてうたう必要はあるのかということについては少し議論があるのかなとは思っております。今後の運営の中で、大切なのは組織の有無ではなくて、その推進計画がきちんと見直され、推考され、検証され、見直される、それでまだ更に良くしていくということが大事なので。そういった面からも必置ではない、必ずしも定めなきゃいけないとは少しは思っております。公表については私のほうは入れるべきじゃないかと思っております。

中島好人委員 それを僕は保証というかね、今大井委員が言ったことをきちんと保証させるということは、条例でうたっていくと初めてそういうのが実現できる道筋なのです。それがあってもわけの分からないようなことも多いわけです。だから今市長の責任の項目を立てているところもあるわけですね。市長の責任。やっぱり計画を作り、ちゃんと報告をする、市長の責任で。そういう意味ですね。僕は審議会の設置は非常に大事な点ではないかというふうに思います。

大井淳一郎委員 市長の責務と市の責務というのはイコールだと思いますので、その公表については市の責務、それは市長ですからね。市長の責務でもありますので公表については。もうそこでしっかりと定めるべきではないかと思っております。

松尾数則委員長 ここは置いておいて次は8。関係団体とこれは大井委員が言うにはここを3つに分けるというところね。

大井淳一郎委員 第7条につきましては河崎副委員長がおっしゃるように関係団体等というのが2条の定義規定と合わせて守備範囲はしっかりされております。ただ具体的な内容は7条の逐条解説にあるような内容を条文に具体化すべきではないかということのを常々言ってきました。ほかの条文を設けると条ずれが生じるので7条の中で完結させるということで、

宇部のような規定を7条の中に全部入れていくというところが分かりやすい表現ということが言えるのではないかと、思ってこの点を主張してきたところでございます。とりあえず私の意見ですので当然ほかの委員の意見もあるので、以上です。

松尾数則委員長 関係団体の中をもう少し詳しく説明するということね。

中島好人委員 午前中の会議の中でも言いましたけども、要するに学術研究機関と業者との連携という意味でも学術研究者との協力を入れてそういう連携を図るという項目があってもしかるべきではないかと思えます。別にたくさん文面を取るわけでもない。もう一つは金融機関の協力とか、そういうのを関係団体の項目として挙げたらいいのではないかというふうに思えます。(発言する者あり) どちらの形でもいいのですが、そんな条が一つ、二つ増えたってどうってことはない、少なければいいというわけでもないし。

松尾数則委員長 そのほか意見はありますか。なければ、循環型社会9。

中島好人委員 僕は目的の中に入れると。前文と併せて。

大井淳一郎委員 中島委員、もし1条の目的に循環型社会という形で入れるのであれば、どういう形で入れたらいいかというのを御指摘いただければと思います。

中島好人委員 語呂はあれだけども、要するに地域経済の循環及び活性化を図りもって就労機会をとあるけども、まあ地域経済の循環及び活性化を図るとか何かそういう文面が入ると、目的の中に入れるといいかな。

大井淳一郎委員 そうなると1条でいえば、「もって本市の経済の循環や発展及び市民の」という、前文に合わせるならそういう感じになろうかと思

います。もしそれで皆さんよければそのような形で中島委員の思いを、前文だけじゃ足りないということですから、入れたらいいのではないですか1条に。

松尾数則委員長 本市経済のところに入れるということやね。

大井淳一郎委員 本市の経済の循環や発展。

杉本保喜委員 前文と1条にね、同じところ。

松尾数則委員長 ちょっと文章を考える必要がありますね。

河崎平男副委員長 これは循環ということでやり変えてきているわけですよ。また変わってくるよ。

大井淳一郎委員 前文がね、本市経済の循環や発展という言葉を使っているの
で。修正案の前文に合わせて、1条を変える、1条も合わせるというだけのこと。

河崎平男副委員長 前文と合わせるということよね。それやったら整合性が合うよね。

松尾数則委員長 もし訂正するとするなら中島委員この辺りでどうですか。

中島好人委員 まあ。

松尾数則委員長 それでは項目10、市の責務について。（「10、11はい」と呼ぶものあり）これはいいのか、直してもらいましたよね。10、11はないのか、じゃあいいですね。そうすると、元へ戻ります。財政に戻ります。財政と審議会の内容について、もうちょっと詳しく行きた

いと思っています。財政については前回いろいろと言いましたよね。それでしかし、（「これは結構かたくなですね」と呼ぶ者あり）全然入ってこないというところが、恐らく金が掛かるという意識があるのだろうか。入れたりすると。

大井淳一郎委員　とりあえずこのことについて考えを各委員に聞いてみましょう。

松尾数則委員長　従来どおりなことをしても、もうやっているからいいよという考え方は。どうしようこれは杉本さんのほうから御意見をいただけますか。財政のこの問題について。

杉本保喜委員　明記して欲しいというのは、最初のほうに私が言っていたのですが、これが現状ではいろんな形で実際にやっているということで、ここではもう入れないという思いであろうと、そういうふうに言っていますよね、彼らも。だから、いろいろな条例のやり方があるということであればそうだろうけど。これを入れないから財政上の措置をやらないというわけではないですよ。

松尾数則委員長　中島委員、意見をちょっと。

中島好人委員　当たり前な話を誰もやってないというのはいやしいですよ。じゃあ条例なんか意味ないじゃないですか。だからきちんと必要な財政的支援をしていくということを責務として行う必要があるわけですよ。市の責務の中に入れると「ならない」となってしまうから、その中にならない規定になるでしょう。財政的支援を行うことってなるでしょう。だから一つ項目を立てて、努力することって一步譲歩しているわけですよ、僕の考えは。それぞれの状況もあるからね。それさえも今までやっているからいいって、そんなことでこの委員会が承知してもいいものかと。それなら何のために今まで、何で最初にそういうのを提案したの

か、提案した理由がないじゃないですか。回答が今までも努力しているから、そんなこと当たり前だから入れませんと、それで納得するほうが僕はおかしいと思う。

松尾数則委員長 長谷川さんはどう思われますか。

長谷川知司委員 私、この度のプレミアム商品券を見て中小企業に対して配慮がされていないということがちょっとショックでしたね。やはり地元業者専用で使うということも大事。そういうためにも財政的という言葉は入れたほうがいいと思います。ただ、先ほど中島委員が言われたように、絶対ではなくて努力するという言葉でそういう項目でいいと思います。それはやっぱり入れるべきだと私は思います。

大井淳一郎委員 私も従来から言っているように、市の責務としては難しいけれども別立てで宇部市の例えば第10条のように努力規定という形で財政上の措置について規定することによって市のこの中小企業に対する支援の姿勢を見せると。これを定めたからといって多額の公金を支出しなければいけないという意味では当然ありませんので、運用上はこれまでどおりではいけないかもしれませんが、これまでから大きく変わるものではないと私も思いますので、この条文は入れるべきではないかと思っております。

河崎平男副委員長 私はですね、この財政上の措置について規定すべきというのは他の事業についてもあるのですか。財政的に支援というのがちょっときつような気がするし、例えばこの事業をやって国又は県から補助金が下りてきたらそれに充てるというようなことで事業としてやるべきというふうに思っております。財政上の支援、措置について規定するというのは、推進計画の中にそういう文言を入れたらいいのではないかというふうに考えます。

大井淳一郎委員　ちょっとごめんなさい。僕も言葉があれだったのですが、財政上の支援と財政上の措置では厳密に違うかもしれません。ですから支援というのは、はっきり支援と書くときついかもしれませんが宇部と同じように財政上の措置、措置の中には国のそういった補助を生かした措置も含まれてきますので。市の一般財源のみではないということです。で、財政上の措置という規定を定めるべきであるというふうに表現を改めたいと思います。

長谷川知司委員　具体的にいえば今住宅リフォームがありますね。これも地元の中小企業に対しては財政的措置ということの一つだとは思いますが。だから努力義務でいいと思います。そういうことは、やっぱりいると思います。

松尾数則委員長　これは宇部のほうに入っていますよ。身近なところで入っているので、恐らくそれで取り上げられたのだらうと思うのですが、いろいろ違うけど、全部が全部財政上の措置とかいうのが入っているわけではなかったと思っていますけどね。

大井淳一郎委員　何度も言いますが、この規定があるから全部どんどん中小企業だけのためにつぎ込めという意味では当然ありません。運用上はこれまでどおり、もちろんそれに何か工夫はすべきでしょうけどその上で運用上は変わらないと思っておりますので、しっかりそれを当たり前のことをきちっと定めるということが必要ではないかという考えです。

松尾数則委員長　財政上の措置につきましては、皆様のいろいろな意見をまとめたところ、必ずしもこれがなくても例えば推進計画できちんと入れておけば、なくてもという意見もかなりあった。中島委員がちょっと。

中島好人委員　基本的には宇部と同じような形で項目を立てて財政的に必要なら財政的支援に努力することというような形で。それがあって何ら今ま

でどおりというふうな状況になるのではないですか。本当に現状という
か中小業者企業、そのところの現状の中からどうあるべきかという条例
を策定していかなければいけないわけですから、そういう意味では求め
られているのはこういう市に対するそういう支援なり情報なりいろいろ
な形の中での財政的な問題というのは明記していても何らおかしくはな
い。今までやっているからなくてもいいという水準のものではないとい
うふうに思います。

松尾数則委員長 中島委員としては基本的には必ず宇部と同じような形で項を
設けないともう許さない。

中島好人委員 みんなそうでしょ。

松尾数則委員長 とりあえずは、推進計画等に必ず入れることを約束してもら
えれば、という意見も多かったのですが。

河崎平男副委員長 実は農業基本法の中にも農業者の支援をとすることはある
けれども、財政的措置とかありませんし漁業の法律についてもこれを
やれば他の分野にも波及するという気がいたしますので、その辺につい
ては推進計画の中でそういう予算的措置する事業、国、県、市の分を取
り入れてやる、それを充当するとか、やり方はいっぱいあると思います
ので、その辺はこの財政的にという条文にはそむかないと思います。

中島好人委員 地域活性化するために何が大事ですかということでこの条例を
作ろうとしているわけですね。だから、ここに光を当ててやることが
全体的な9割を占める中小業者が将来の小野田市の活性化に関わってい
るわけでしょ。よそがどうのこうのというところの問題ではないと僕は
思います。（「よそのじゃない、他の法律」と呼ぶ者あり）他の法律に
ついて同じように努力目標というので、もしそういうのとかがあっても
おかしくないと思いますよ。ならない規定じゃないのだから。支援し

なければならぬというふうにしているわけじゃない。必要な財政的支援を図るように努力するという項目だからなんらおかしくはないというふうに思います。これが欠落していたら条例の意味がないですよ。

大井淳一郎委員 宇部の元気プランを見ますと、これがうちでいう推進計画に当たります。この中に財政上の措置を組み入れるという発言がありましたが、直接は書いてはないわけですよ。事業が書いてあって、事業の一つ一つに予算立てがあるということです。ただ宇部の場合は財政上の措置という条例があるからこれだけのメニューが繰り広げられているという見方もできますので、やはりとどのつまりそういった中小企業に対する姿勢をいかに本市が見せるかということです。そういう意味でもこの財政上の措置という条例というのは意味があるかなとは思っております。実行計画でやればよいというのはちょっと、どうせ事業として載るのだからここに、いっぱい事業がありますけど全てが財政上の措置ともいえますから。基本方針でいえば、例えば4条の2号の中小企業者の経営基盤の強化や資金調達の円滑化を支援することというのが主に財政上の措置だとは思いますが、これだけでいいのかということがこの論点だと思っております。なかなか意見が分かれるところではありますけども、この辺は皆さんも御理解いただきたいなと思うところではあります。

松尾数則委員長 財政上の措置については、いろいろ複雑な話になるとは思っておったのですが、もしこれで委員会の修正案で出すということであればお互いに寄り合って意見を集約するということが必要だとは思いますが、今のところは委員もこの財政上の措置がないと条例として成り立たないということですか。

大井淳一郎委員 成り立たないという言い方は違うとは思いますが、この規定が山陽小野田市の中小企業に対する姿勢が序実に表れてくるのではないかと考えていますので、あったほうがよいという考えです。

松尾数則委員長 確かに従来実際そのように実行しているから改めて載せる必要はないという考え方にも多少違和感はありますけどね。

中島好人委員 だから僕は基本的にそういう考えのずれと委員のずれ、そういうずれの条例に対する基本的な考えが違うというか、本当に本音で執行部がないと歩み寄りというか、どちらがどうなのかという話をする必要があるのではないかと思ったりもするわけですよ。審議会にしても金が掛かるとか、今までも財政活動を獲得するために頑張っているわけだから、ここに入れなくてもいいとか、根本的なところで本当にそういうことでいいのかというような話をもってここで条例のとこだけ一生懸命こっちでいじってみても執行部がやるわけだから、そんなの議会が勝手に考えて勝手にやったから俺らは知らんぞと歩み寄りがなくなってしまうのではないか。だから僕は本当に継続してもっともっと執行部との根本的なところの内容について討議し合うというか、そういう努力をすべきではないかというふうに思うわけですよ。この条例のうんぬんだけに捉われずに。そんな気がこの間のうちの担当委員会の商工との話をずっとやっている中でそういうことを感じますけどね。

松尾数則委員長 どうも話がこうちゃくしてきたね。

大井淳一郎委員 今の中島委員の言われるように、私たちの議論も含めて完全ではないのですが、ただその一方でこういった条例、その次にある推進計画と進めていく必要があると思います。そして、その過程上で我々が委員としてそういった団体と意見交換をする、いい推進計画にしていくという必要性がありますので、一応議論は尽くしていきたいという考えですので、まだ25日まで日にちはありますので、極端なことを言えばありますので。当然今日全ての委員で一致したものもありますし、してないものもありますので、それは議論していかなくはいけないと思いますが今日の時点でまだ継続とかいう結論は出すべきではないと思ってお

ります。まだ19日だからね。（「継続というのは最後の手段だからね」と呼ぶ者あり）全然直さないのであれば僕もすぐ継続する予定でしたけど、ある程度直してきていますので、後は僕たちの努力だと思っております。

松尾数則委員長 どうも話が煮詰まってきたので、ちょっともう1回休憩。2時まで休憩。

午後 1時53分休憩

午後 2時 2分再開

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして議員間討論をまだまだ続けたいと思っております。問題となっております点が、財政上の措置、そして審議会の設置、公表、条例の見直しということでありますけれども多くの意見が財政上の措置という欄を設けたほうがいいのではないかと思います。

大井淳一郎委員 多くはないけどね。きっこうしとるところやね。

中島好人委員 今僕らはこうして出された議案第59条の山陽小野田市中小企業振興基本条例に基づいて審議しているわけですが、やはりこの基となっている中小企業者の基本条例というか国の条例に基づいて各地方において独自の条例を作りなさいとこういう形もあるわけでいろんな形の中で、僕はなぜいきなり継続と言ったのかという点ではこうした条例そのものの中身はなくても、そういうこの法に基づいた状況もあればいろんな多方面で審査しなければならないいろいろな問題点もあろうというふうに思うわけですね。だから時間があれば解決するという問題ではないと僕は思ったから国とか他市の状況、今の状況などもっともっと調査研究する必要があるからと思ってそういうふうに発言いたしました。

だからそういうことで誤解がないようお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員 中島委員の言われるように、更なる調査研究が必要だと思っております。先ほども言いましたように今後もし条例が可決された場合には、推進計画が定められます。その推進計画がより良いものになるためには市民の代表たる議会がきちんとそうした現場の声を聞く体制、こういうのを絶対とっていかなければいけない。それをやらないと執行とたいじできませんからね。そういう姿勢を私たち委員はとっていかなくてはいけないという点では、賛成、同じ意見でございます。

河崎平男副委員長 中島委員が言われたとおり、国の中小企業振興法の中にも財政上支援していくということが明記されているということで、私の発言、先ほどの意見については訂正させていただいて、財政上の措置を規定すべきというふうに考えます。

中島好人委員 ですから財政面を見ただけでもそうですよね。それならほかの面ではどうなのかという点、いろんな点で私たちが知り得なければならぬ、そしてこの基本条例に反映されなければならない問題点とかそういうものが僕はたくさんあるのではないかというふうに思います。財政の問題だけでもそうでしょ、今まで知らなかったでしょ。今の間に勉強されて、この財政どうなっているのだろうかとか勉強されて、そういう規定があるのかと。だからそれ一つとっても、もうここにきて慌ててこの委員会が修正するという、まあそりゃ次にやってもいいですよ、25日でも、明日でも明後日でも、あ、明日は土日であるけども、そりゃいささかあれもないですけども。その程度の問題ではないというふうに僕は判断したからそうなのですが、まあそういうことです。

大井淳一郎委員 これは本当、今から多少の修正を入れて骨組みを作ったメニューを持って、それできちんと商工団体等と意見を交わしたほうが私たちもより深い審査というのができると思うわけですよ。なかなか条例

というのは抽象的で理念的で骨組みに係ることですからね、なかなか調査等がこれ自体も難しい面はあるのですが、やはり今後閉会中でもそういった団体との意見交換というのは必要だということは私も思っているし皆さんも恐らくそう思っていると思います。

松尾数則委員長 局長、中小企業基本条例のほうに財政上の措置を（「中小企業基本法」と呼ぶ者あり）、基本法か。それには財政的措置を講じなさいというような内容の一文があるのですか。（「はい」と呼ぶ者あり）僕ちょっと読んだけど、そういうのがありましたか。

古川議会事務局長 中小企業基本法の第9条に法制上の措置等で「政府は、中小企業に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない」というのがございます。それと、継続審査するのであればそれなりの理由が必要となります。また、ずっと2月からこの委員会は所管事務調査でこの関係をやってきておるので、その間に何で中小企業基本法とかほかのことをやってこなかったかという謗りは免れませんので軽々に継続審査というのは考えるべきで、できるだけここで叩いて、ボールを投げ掛けて向こうにどうかさせるという手法がいいのではないかと思います。

中島好人委員 それはそれでいいのですが、2月頃からずっとやってきてそれで変わったのは今日ですよ。その前からちょっとずつ投げ掛けて状況があって討議してきて、状況が変化してきたということではないですよ。今日ですよ。（「じゃあ、逆に何でこの3日間で変わったのか聞けばいいじゃないですか」と呼ぶものあり）だから今日ですよ。今日になって本当にこの一つ一つ吟味しているわけでしょ。それで併せて法との関わりも見たりもしているわけですよ。今日ですよ。早い話が一日でやれということですよ。今日できなかつたら、二日でやれという話ですよ。だから、局長が言うように2月からずっとやっていてその間でも何らかの形でこっちが提起した形が返ってきて審議していたということではない

ということをまず、知っていただきたいというふうに、（発言する者あり）だからいいですよ、また25日に。

古川議会事務局長 向こうがずっとないがしろにしていたという謗りは免れませんが、その間に上位法である中小企業基本法をこの委員会が審議するとか、よその市のものを持ってきてどんどん叩くという動きをしていなくて今になって中小企業基本法や他の法律を調べないといけないから継続審査というのはちょっと理由が馴染まないのではないのかなという、本来今回初めて出てきて審査するのに他の法律とかというのであればありますけど、今まで所管事務調査で何をしていたのかと言われる謗りはあるということを事務局から申し上げただけでございます。

中島好人委員 独自でのよそとの問題も学習の中で提起してきたのに返ってこなかった、噛み合わなかった中でようやく今日その辺で一部の噛みあった意見が出てきた。だから今まで何もしなかったというわけではないですよ。それぞれに努力して、僕も一生懸命そりゃあよその条例とかいろいろな状況とか、だから地域経済が一番大事だということの循環型経済が大事だとか財政的支援は大事だとかいうのは、そういう勉強の過程の中で言ってきているわけでしょ。それを何ら聞く耳持たないでずっときたわけですよ。それでようやく今日ですよ。そのことですよ。今予想するにはそういうもので片が付かないだろうと。だけど先にそれは言わないというのであれば、黙っておきますけど

大井淳一朗委員 中島委員の言われるように、私も含めて各委員がこの件に関してはずっとやってきたにも関わらずかたくなに変えようとしな。やっとこの三日間くらいで修正を示した。このことについては私も含め皆さん憤りを感じていると思います。やはりそれもひとえに各委員それぞれが委員会自体のもう少し毅然とした態度、姿勢を見せるべきだったと。だから今後もやり方はいろいろとあろうかと思いますが、条例も含めて推進計画の中で私たちはきちっと骨抜きにならないようにチェック

していくということが必要だと思っております。皆さん頑張りましょう。

中島好人委員 実施計画は実施計画できちんと作成に関わってやるのはもちろんですけども、その基本となるのがこの条例ですから。その条例をきちんと認識の中で、せめて同じまでいかなくても一定のレベルぐらいまで委員会と執行部から大事だという点で一緒に頑張りましょうというような共通点の認識がないと、ただ単にここが修正してここが大事だからと、財政的にはこうなっているからと、こっちで作ってそれで納得させるといふ方向じゃなくて、一つ一つが共通点を見出しながら今の段階になったら僕は進めて、よし分かったと。やるのは執行部ですからね。そういうのを引き出さないと今の段階では委員会と執行部が反目し合っているような、私だけかもしれませんが、反目し合っているような状況の中では決してうまくいかないというふうに思ったりもします。そういう意味ではもっと執行部との話し合いというか、僕は市長も一緒に入ってこの条例についてどう考えているのかという、それこそ一番早い道じゃないかなと思ったりもするわけですよ。

大井淳一朗委員 この点については私たちが出されて私たちが一方的に直したという形ではなくて、指摘事項を示した上で執行部に少し頭を冷やしてもらおう形を作りました。その中で執行部が初めてかどうかわかりませんが市長のところに行って調整をされたということがありますので、少し反目し合っているのを改善しつつあると思います。そういった姿勢に私たちも応えていかなくてははいけない。この関係はこれで終わりではなくて、推進計画を作っていく中でも同じように私たちは市民の代表としてきちんとものを言っていかななくてははいけない。今までの反省も含めてやっていかなくてははいけないという点では、委員も大方の一致したお考えだろうと思っております。

松尾数則委員長 意見をまとめていきましようか。この財政上の措置についての議論からいろいろと発展していったのですが、基本的に中小企業基本

法でしたかこちらのほうに財政上の措置があるというのでここはどうしても外せないということで意見をとりまとめたいと思っておりますがいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）続きまして、審議会の設置、公表、条例の見直しこちらのほうの意見をまとめていきたいなど思っております。

大井淳一郎委員 条例上の根拠のある審議会を設置してきちっとしたチェック体制をとるという意見も当然ありましたし、私もそういった考えに基本的には賛同するものではございますが、市の考えとすれば条例上の根拠のない協議会を設けたい、ただ形は基本的には同じということもありますので、私たちが委員の立場で審議会にきなさい、協議会にきなさいというのはなかなか、これもちょっと少し予算というか内部干渉の嫌いもありますのでそこは言えないのかなとは思っております。ただ、審議会にしても協議会にしても当然しっかりしたチェック体制はとっていくようにしていくということは当然言っていかななくてはいけないと思っております。審議会の設置については条例上の根拠はわざわざこの度は設けなくても協議会を設置要綱の中でやっていただくということでいいのではないかと思います。公表については先ほども言っていますように、市の責務の3番目にこの実施状況の年何回かは置いといて、公表ということは最低限の市の責務としてやっていかななくてはいけないと思っております。条例の見直しについてはこの度は定めなくてもいいのかなと。宇部も定めてないということもありますので。ただ定期的に状況において市のほうあるいは議会のほうが積極的に見直しについて意見は言っていかななくてはいけないと思っております。

松尾数則委員長 宇部は定めてなかったですかね。5年に1回何かとかいうのは、（「公表はある」と呼ぶ者あり）公表か、5年に1回公表でしたかね。

長谷川知二委員 私も今の委員と全く同じ意見であります。

松尾数則委員長 もしこれを文章化するとどうなるかね。公表するだけか。市の責務だけに公表するちゅうことね。中島委員の意見で、中島委員に懸かっています。

中島好人委員 僕は基本的に最低限3年前の宇部よりか劣るような、後からできたのが見劣りするような条例を本当にこの委員会が提案していいのかと。ちゃんと宇部も11条に審議会という形で、委員15人以内で構成すると。それで6項目挙げて審議会の実現をしているわけですよ。それでうちは何もなし。公表すること、そんなので本当にうちがそういうので提案していいのかと、なんとなく情けないような話になるなど。だけれどもなぜ審議会が必要としているのか。僕は何らかの位置づけであるはずだと思うわけですよ、この委員会の。どこか引っ張り出して、そういう国の制度じゃないけども、さっきの財政的措置じゃないですけども、やっぱり今審議会というのが大事だとか、第三機関が大事だとかそういうところの位置づけがあるのではないかなと思ったりもするのですが。だから新しくできたのが審議会の必要性というのを明記しているのではないかというふうに思うのですが。これがなしでいいというのが納得いかない。責任の度合いというか、やっぱり本格的に腰を据えてやるというのが大事じゃないかというふうに思います。

松尾数則委員長 ちょっと平行線だから。

大井淳一郎委員 参考までに他市も含めて宇部市のように基本条例の中に審議会の条例を定めているところもありますし、審議会については別に定めるということで、設置条例で対応しているところもあります。うちみたいな協議会というやり方もあるかと思しますので、それはそれぞれの運用の仕方だと思います。一応参考までに。

古川議会事務局長 これに書いてあるから全部うたわなければいけないという

ことではないですからね。基本的にはこういうのが法律にあるが、しかしあとはうちで条例を取り込むかということでしょう。

松尾数則委員長 県のほうには何か、産業何とかというあれが。

古川議会事務局長 知りません。上位法があるというのは知っていましたから、これだけを見たので県がどういう条例を作っているかは。

松尾数則委員長 これはだから市が作らないといけない場合は県が作っていると思いますよ。

大井淳一郎委員 県はないでしょ。

松尾数則委員長 県も作っています。山口県で産業何とかという名前で違った名前であったような気がする。（「戦略本部持っているからね」と呼ぶ者あり）それも含めて。

古川議会事務局長 国の場合はこういう審議会というのはこういう基本法作ったら絶対作りますから。うちにこれがイコールになるかは別ですけど。

杉本保喜委員 山口県では山口市と今はっきりしているのは宇部市です。ふるさと産業振興条例。（「そんな名前でしたね」と呼ぶ者あり）だから、まあうちは出遅れてはいないけれど、隣が出ているから。（「防府もあるのではないか」と呼ぶ者あり）（「防府は今からじゃないかな」と呼ぶ者あり）防府はこれからやね。まだ、うん、やってない。

松尾数則委員長 審議会についてはどうも平行線で。

杉本保喜委員 今大井議員が言われたように、この協議会設置における重み付けとそれから設置の在り方というものは明確に出した上でアクションプ

ランという格好になっていくだろうと思うのですが、その辺のいわゆる設置要綱、設置条例そのレベルのものは明確に作ってくれということ要望としてうちのほうは挙げるべきではないかと思えます。ここに審議会がどうしても協議会でいいというのであれば、さっきみたいなものの言い方をされたのであればなおさらのことその辺ははっきりするべきであるということだと思えます。

松尾数則委員長　じゃあ、この辺のところは協議会、審議会の内容については執行部の意見ももう少し突っ込んで詳しく聞くということで、（「公表は」と呼ぶ者あり）公表も。公表はしかしこれは、市の責務として中に入れるように一応言っておきましょうね。

杉本保喜委員　逐条解説の中には公表という言葉が入れてあるのだけれども、それを条例のほうに移動ができないのか。できないならばそれなりの理由を明確にさせていただきたいというような形になるかと思えますけども。

松尾数則委員長　あと8番目、第7条の関係団体等これを識別、宇部とかは基本的には何とかに協力とかで皆識別していますよね。（「そうなんですよ」と呼ぶ者あり）その辺のところ、大井委員の考えでは7条の中に1項の項目にまとめる。

大井淳一郎委員　1項が大企業の関係、2項が関係団体、例えば商工関係と学術研究機関、3項ないし4項になろうかと思えます。

松尾数則委員長　公立化するというのであれば、ちょっと本当に別枠で設けたいなという気もあるにはあるわけですよ。せっかくここまできているのだから。

杉本保喜委員　せっかく訂正を要望するのであれば、条立てにしても要望を挙げてもいいのではないかというふうに思います。大井委員も言われてい

るように、やはりここに産学連携のこの趣を表明しておく必要があるということも前にも言っておったのですが、この辺のところを本当にできるだけ分かりやすい表現という言葉でくくっていいのかなと。この辺りを再度聞いてみるということになるだろうと思います。それと、それぞれ協力、役割については推進計画に盛り込んでいきますというのであれば具体的に考えておるところを述べてもらわないと、それぞれの努力の形というのが見えないままに終わってしまう可能性があると思います。

松尾数則委員長 逐条といえますか、同じ7条にするのか、行立てを変えるとまたややこしいかもしれないから、7条だけでまとまるかねこれ。（発言する者あり）

大井淳一郎委員 とりあえず、もし7条をいじるのであれば逐条解説に書いていますからね。この辺りの表現を用いる形になることになろうかと思えます。商工団体やったら経営相談と金融機関は融資と学術研究は新技術開発、産学連携という言葉も促進という言葉も入れていかななくては、うちは今理科大の問題がありますから。公立化になるならないは別にしても大学との連携は不可欠ですからね。これは入れなきゃ。本当は別の条文がいいですけどね。ちょっとそこはまた検討していきたいと思えます。

松尾数則委員長 あとは基本的には皆ある意味結論が出たのかな。それで基本的に今回の議員の皆様で自由討議ができたのですが、その中でまとめてこれから執行部のほうといろいろと話を進めていかなければいけないのですが、基本的にデフレはいい。4条のところは基本方針については、これはどうなったのですかね。これは向こうでやると言っていたからね。それで書いてないのか、オッケーオッケー。

古川議会事務局長 4条は条例の中にはうたえないでしょう。推進計画の中で考え方を盛り込むと言ったのではないのですかね。

松尾数則委員長 推進計画の中に盛り込むって言っていましたかね。（発言する者あり）いやいや、そういうのではなかったよ、そういう発言じゃなかったような気がしますけど。（「3条6号のような資源の活用という形で入れていくと、地域資源の活用と産業の発展」と呼ぶ者あり）まあ、聞いてみようそれは。（「確認したほうがいいのではないですか」と呼ぶ者あり）あとは6番目財政上の措置。内緒の話なのですが、一つ二つは譲れないところを何か残しておきたいなというところを内々としての気持ちがありまして。あと公表ですね、市の責務によってこれを公表するものとする、実施状況について公表するという。あとは7条辺りで項目ごとにどういう内容をするかを含めて条立てができれば一番都合がいいのだけど、そういったところか。意見をいただきましょうか。特に中島委員。

中島好人委員 今委員会内で出て整理して文面もちょっとして検討課題を出して再度執行部に、本当はそういう必要はないですよ、こちらの委員会でこういう例で修正するというのでやればそれで済むことなのですが、一応どうかということもいいのだけでも。何度も言うけども本当今度は委員会が責任を持たなければといけなくなるという点で協議会とかじゃなくて審議会を設置しなさいということも含めて、権威ある委員会を示さなくてはいけないと僕は思っていますけどね。今の段階で言ってやらないとなかなか難しいのではないですか。だけど向こうが納得しようとするまいが関係ない話ですよ。実の問題はね。こっちが修正案を出しているわけだから。ここがこれでいくなればそれだけの話だと僕は思う。本当はそうだけど。（「そうだけど、調整しようということなので」と呼ぶ者あり）今出されたところせつかくだから、そういうきちんとした形じゃなくてもとりあえず委員会が今日考えたのはこういうことですが、と投げ掛けるということは、（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）本来おかしい話ですけどね。ちょっとまとめる時間が必要やと。（「それはまた」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 いやいや呼ぶのでしょ。

松尾数則委員長 今から呼んでから、恐らくこっち側の要望がそのまま。

古川議会事務局長 呼ぶのはいいけど、10項目何番はオッケー、何番はと、それをちゃんとしておかなければ、呼んでからまた話しても午前中の話になりますよ。だからこの項目についてはこうだ、この項目についてはどうだと指摘を、とにかく指摘することをびしっと言わないと。

杉本保喜議員 委員長がまとめてびしっと言うのですか。

松尾数則委員長 言えるかどうか分からないけどね。

河崎平男副委員長 それでも今後、審議があれやったらまた25、26とどっちかでやらないといけない。

古川議会事務局長 だから今日どうせできないから、多分また宿題を出すわけでしょう。その宿題を休会の日までに回答で、そのときに納得ができなかったらどうするか。こっちでやり変えて修正で出すかを決めずに、今日やるのはもう一手間をかけましょうということです。先ほど中島委員がおっしゃったとおりです。

大井淳一郎委員 呼ばなければいけないが、各項目について確認しましょう。

松尾数則委員長 もう一回。じゃあこれでまとめて、まとめてないよね。

古川議会事務局長 はい、まとめていますよ。

松尾数則委員長 じゃあそれに基づいて、ちょっと1回読んでみて。

古川議会事務局長 1番はこのままデフレを削除するということで了承ということですよ。2番は当然了承ということですよ。3番についてはもう一遍向こうの考え方を確認しようということですよ。基本的に条文に入るかどうかは別にして。4番は向こうが言ってきたことにオッケーですよ。5番については理解できますよということ、向こうが言ってきたとおりでいいですよ。ですから基本的に1から5番までは向こうの回答どおりでいいですよということですよ。これまでは皆さん共通認識ということで。6番については財政上の措置ということで基本的な条文はないですけど条文の案としたら宇部と同じくらいのレベルを載せようということですよ。7番については審議会の設置については条文うんぬんよりとにかく審議会なり協議会を作るということをどこに基本を置いて要綱で作るのか、他の条例で作るのかそれを示すことということが一つと公表については市の責務の中に入れるということではなかったですかね。8番については関係団体、商工団体、金融機関、大学、学術研究機関の項目をどっかに役割をうたい込むことということでしたよね。9番の循環は前文には入っているが、1条の目的にも入れるということ。10番の総合的かつ計画的というのはこのとおりでいいですよ。11番は直接条例に関係ないからそのとおりにやってくれということではないですかね。（「はい、そのとおりです」と呼ぶ者あり）

松尾数則委員長 さすが、さすが。それではこれで委員会のほうは休憩しますから。何分くらいにしようかな。来るのにどのくらい掛かるか。50分から。

午後 2時42分休憩

午後 2時52分再開

松尾数則委員長 休憩を解きまして委員会を続行いたします。議員間の討論が白熱しまして御迷惑掛けたことをお詫びいたします。議員間の討論の中

で基本的にいろいろ修正案をいただきまして、また午前中にいろいろと討論した中で11項目について個々にいろいろ検討いたしました。まず1項目めについてこのデフレ問題ですね。これについては基本的にはいただいた回答でいいというふうに認識しております。2番目、目的につきましてはこれもこのように変えていただけるということで、このような形でいいという。3番目につきましては、執行部のほうから検討しますといったような内容があったのですが、その内容についてもう1回ちょっと報告してもらいたいと思うのですが、産業の発展とかそういった内容を検討しますといった回答があったのですが。

白石商工労働課長 済みません。宇部の先ほどもちょっとありましたけど6号の地域資源の活用による産業の発展及び創出を推進することについては検討させていただきますということで、まだそれ以降は。

松尾数則委員長 もちろんそれは、はい。検討はしてもらえるのですね、それは条文に。

大井淳一郎委員 ちょっと済みません。確認ですが、その項目を8号に入れるという形での検討ということですかね。

姫井産業振興部長 まずもっていろいろありがとうございます。御審議等いただきまして。この今宇部の分を参考に産業の発展及び創出を促進することというような条文につきましては、基本方針の中で入れたいと考えております。文言につきましては今1から7までございますので、ちょっとその辺バランスは配慮しながら条文については、それも併せて検討させていただけたらというふうに思います。

松尾数則委員長 それでは第4番目、市の責務、これは良かったですね。このとおり訂正していただけるということで。5番目もこれは基本的には中小企業の役割としてもらうと、これでオッケーと（「現行のままで」と

呼ぶ者あり) 現行のままではいい、このままで。問題はこの6番目これはかなり。

杉本保喜委員 問題点が多いのでオッケーのところだけ先に了解という形では問題点を出すという格好に。

松尾数則委員長 申し訳ない。はいそうしましょうか。9、10、11、9は違うか三角でしたね。1、2、4、5、10、11についてはこの文面でオッケーと。

大井淳一郎委員 文面というのはそちらの提案どおりということですからね。原案どおりではないですよ。

松尾数則委員長 そしてまた元に戻りますが、6番目財政上の措置について。これについては議会のほうはぜひとも入れていただきたい。というのは、実は中小企業基本法のほうに第9条ですか「政府は中小企業に関する施策を実施するために必要な法制上財政上及び金融上の措置を講じなければならない」と上位規定でこのようにうたっておりますので、この辺の内容についてはぜひとも入れてもらいたい。例えば内容的には宇部市の財政上の措置というのが設けてありますけれど、そういった内容をぜひとも付け加えてもらいたいといった認識であります。これは説明で、次に財政上が終わって審議会の公表、条例の見直しについては基本的には審議会を協議会という形で運営されていくということだが、その協議会の内容についてまだ実態がよく把握できていない。どのような形で運営されるのかも含めて少し説明を、もし実際に協議会が発足する場合にはどのような形で運営されるのか少し説明をしてもらいたいと思っています。

姫井産業振興部長 審議会、協議会ということで、先ほどちょっと昼の間に法的な問題で調べてみたのですが、審議会、協議会において法的なことに

関しては特段問題がないというふうに解釈をいたしております。午前中にも話しましたが審議会であろうと協議会であろうとやることは同じというふうに考えております。特に協議会、我々が考えておるのは協議会ですけど専門分野の方々の団体からあるいは今思っておるのは中小企業の方あるいは大企業の方、あとは理科大等とあるいは県のほうの専門機関もございますのでそちらの方に委員になっていただいて推進計画を作るときもですが、そのときも御意見をいただきたいというふうに思っておりますし、一番大事なのはその後のことであろうと思います。実施状況につきましても検証していただいて、また御意見をいただきたい。そういうことをフィードバックしながら毎年毎年進めていきたいというふうに思っております。だから審議会と協議会という名称の違いはありますけど専門家の御意見をいただきながら中小企業振興を図っていくということは何ら変わらないというふうに思っておるところでございます。

松尾数則委員長 一つ付け加えておきますけれど、今ありました実施状況の公表につきましてこれは市の責務のほうに入れていただいて、実施状況の公表をするというような内容にしてもらいたい。（発言する者あり）すっかりしたほうがいい、分からない。

古川議会事務局長 だから審議会の設置についてはどうだ、公表についてはどうだ、条例の見直しについてはどうだ、という回答を申し上げたほうがいいと思いますよ。

松尾数則委員長 一緒にすると分からなくなるか。今ちょっといろいろと話を聞きましたけれど協議会については設置する手段というのかな、手段目的の辺りも含めて基本的に改正までいるのかどうか、その辺の内容をもう一度ちょっと報告してもらえませんか。審議会と協議会です。

古川議会事務局長 委員長のおっしゃりたいのは、この審議会の設置についてはこの条例でうたう必要はないけど、どのような要綱なり今後どう

というような形で設置していくのかというのを示して欲しいと言われております。それで、公表については、市の責務の中に公表するというのをに入れて欲しいと。条例の見直しについてもこの中小企業振興条例の中に入れる必要はないということです。理解できましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）

姫井産業振興部長 まず協議会につきましては設置要綱というのを我々が任意でというわけにはいきませんので、市としての設置要綱というのは設けていきたいと。その中でどういう分野の方々から選出いただく、大体何人以内とかいうような、大体審議会なりほかの設置要綱に基づいた形式で設置要綱を定めていきたい。当然冒頭は設置目的が当然出てこようと思いますけど、その中で設けていく予定でございます。それと今公表につきましては、我々は今まで審議会と公表はいわゆるセットというふうに理解しておりましたので、その辺りは公表を条例に盛り込むかというのは検討させていただけたらというふうに思います。ちょっと今ここでは急に出た提案でございますので、申し訳ございません。

中島好人委員 勘違いされたら困るけど、そういう意見もあったわけですが、私は基本的に審議会の必要性を感じるとということですが、一応まあ流れとしてそういう意見はあって、その状況によっては了解する、そっちの回答によっては了解するという声もあるから回答くらいは許してやろうとこういう話だから。

大井淳一郎委員 予算上の措置あるなしの違いはあるけども、審議会と協議会の果たすべき役割あるいは会議の状況の例えば公開これまでほかの会議も同じように公開とかもしていますし、設置条例、設置要項の違いはあるけどもその辺の仕組みづくりとかその辺りは審議会とこれから作る協議会では遜色ないということによろしいでしょうか。

姫井産業振興部長 私どももたくさん委員会を設けて持っておりますので、ど

れがどれというのはちょっと忘れましたが、審議会であろうと協議会であろうと何々会議であろうと今までも我々資料も含めてホームページ等で公表してまいりましたし、その議事録等、結果等も公表してきておりますので協議会であろうと公表していくということは何ら変わりません。公表してまいりたいというふうに思っております。

中島好人委員 それは当たり前の話だけど、問題はですね要するに行政側での指導型ではもちろんそうですけども、要するに審議会になると会長を柱とした独立した機関だからその点では意味合いが違うわけですよ。何もかも同じということは決してないわけですよ。それでね、これは中小企業基本法、基になる法では調査の中に政府は中小企業政策の審議会、やっぱりこういうところはもう審議会となるわけですね。審議会の意見を聞いて定期的に中小企業の実態を明らかにするために必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない規定になっているわけですね。それだけやっぱり僕は審議会の中身というのは協議会と同レベルの問題ではないという。だからこれ議事録に残るから下手な答弁しよったら大変なことになるということに注意しておいていただきたい。

松尾数則委員長 回答がいるわけではないよね。

大井淳一郎委員 ちょっといいですか、ごめんなさい。公表については少し誤解があってはいけません。審議会を設置しなければ公表できないというわけでもありませんので、協議会でもできるはずですよ。私が言っているのは宇部の例えば市の責務4条3項のような規定を設けるべきではないか。つまり4条の3項を読ませていただくと、「市は中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を年1回公表するとともに広く意見を聞くものとする」ということですので、もちろんこのまま同じ文言ではないにしても、こうした実施状況の公表を定めてはどうかということを常々言っておるわけでございます。これは審議会だろうが協議会だろうが変わることはない。審議会じゃないとこのような規定は設けられないとは思

っていませんので、その辺りを踏まえて検討していただければと思います
すがいかがでしょうか。

姫井産業振興部長 検討させていただきます。

松尾数則委員長 それでは次に入ります。次は第7条、これにつきましては午
前中の質疑の中にいろいろと出てきておりますけど、特に今回は理科大
の公立化という内容を含めて協力体制についてももう少し項目別に、例え
ば学術研究機関とか大企業とか金融機関、そういった形で個別の協力体
制といいますか、文書化したものが欲しいと。例えば宇部市辺りはそれ
ぞれ項目を設けておりますから、例えば午前中に大井委員のほうから話
がありましたように、第7条の一つにまとめることがあればそれが一番
ベターかもしれませんが、難しければ別に項立てをして別に設けると、
この辺のところはぜひとも欲しいと。

大井淳一郎委員 私も言ったことなのですが、この第7条大企業者及び関係団
体との協力と書いてあります。7条だけ見ると大企業と関係団体等です
から、関係団体等は定義規定を見ればその中に金融機関や学術研究機関
も全部、商工団体も含まれておりますので、それらを守備範囲というか、
射程範囲というのはしっかり定められていると。しかし中の協力体制に
ついては逐条解説についてはしっかり詳しく書いてあるけども条文は中
小企業者との連携及び協力という文言にとどまっていると。それでは不
十分だということで宇部市の第6条から第8条のようにそれぞれの条文
ごとに学術研究機関との協力、大企業者との協力、金融機関との協力と
分けて検討すべきではないかということを行いました。ただ、私が言っ
たのは7条、8条、9条と分けてしまおうとなかなか条ずれが生じてしま
うので、7条の中で1項、2項、3項、4項という場合もありますけど
も、分けて規定すべきではないかという意味で申し述べたわけでござい
ます。その点について。そういう意味でございます。御理解はいただけ
たでしょうか。

姫井産業振興部長 おっしゃる趣旨は十分理解いたしております。ただこれ全部の事項につきましては市長協議の上での全部御回答でございます。またちょっとこの辺りは持ち帰らせていただきたいと思います。

松尾数則委員長 それではまた次にいきます。9番目循環型社会。これは前文中に入れますよということでしょうか、目的のほうにも入れて欲しいといった内容でしたよね。（「両方」と呼ぶ者あり）目的にもということ。目的の中にもうたってもらいたいと。循環型社会をね。

大井淳一郎委員 具体的に申し上げますと、先ほど執行部案ということで前文ですね、本市経済の循環や発展に大きくということ循環という言葉を入れました。その言葉と整合性をとるために1条の目的のところから2行目中小企業者の発展を支援し、もって本市経済の循環や発展及び市民の生活向上に寄与することを目的とするという形で循環という言葉を盛り込んだら前文と同じような表現であるし、中島委員が言われるような循環型社会の少しでも表現が現れるのではないかとということで先ほどの委員間討議の中で提案させていただいた次第でございます

松尾数則委員長 以上であります。

白石商工労働課長 第1条の目的の中に循環を入れることは検討させていただきます。

松尾数則委員長 以上で今回の産業建設常任委員会の第59号・・・。

大井淳一郎委員 一つだけ、済みません。そもそも論なのですが、なぜこの6月議会にこの議案を出されたのかということのを少し明確にさせていただきたいと思います。本会議でも指摘があったかと思いますが、このような理念条例は当初案で出されるべきであるところ今回6月議会になったと

いうことは、ちょっと異例であります。なぜこの時期なのかということ
を明確にさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

姫井産業振興部長 まず、本来であれば今年の3月議会で出すべきだというふう
に思っております。理由はあるのですが、実際に遅れたということは
私としては今年の3月に上程させていただきたいというふうに頑張っ
てきたのですが結論から申しますと遅れたということで、その辺は申し訳
なく思っております。ただ、なぜ6月かと申しますと、とにかく一刻も
早くこの条例を上程して可決させていただきたく、そしてとにかく中小企
業振興を図っていききたい。今日もたしかお話したかと思うのですが、
まだ県内ではそんなに多くございません。全国的にもそんなに多くござ
いませぬ、この基本条例につきましては。我々としても、とにかく他市
よりも早く制定いたして一刻も早く次のステップ推進計画を策定して、
とにかく中小企業振興を図っていききたいということの思いで、今回6月
議会で上程をさせていただいておるといふものでございます。

中島好人委員 そんな思いがあるなら、議会对応として伝わってこないですよ。
最初に出たのはいつですか、2月くらいですよ。それでその出た時点か
ら、これじゃあだめだと恥ずかしいと何度も言ってきたわけですよ。何
の聞く耳も持たず、今日になって初めてちょっと出てきた。今から僕ら
はこう一つ一つ練っているわけでしょ。もっと早く出れば、一つ一つ状
況についていろいろなことを審査もし、研究もし、委員同士で発表し、
もっと煮詰められるわけですよ。今日来てから初めてですよ。なぜ2月
に出ているいろいろとこっこの委員会に提示して発言もしてきた。なぜ今日
なのか、もっと早くできなかつたのか、全然考えなかつたのか、その理
由は何ですか。

姫井産業振興部長 その辺りを言われますと私もちょっとつらいのですが、ま
ず原案の時期がちょっと遅れたというのはあります。去年はいろいろあ
りましたが、それをもう私は毛頭言うつもりはありません。いろいろな

ことがあって正直申しましてちょっと遅れまして、実はパブコメの時期も遅れましてパブコメのときはいわゆる骨子案という形で出させていたでいております市民の皆さんのほうに。その時は概ね骨子案ということを決めてパブコメの結果を受けて幾つか修正をさせていただいて、確か5月27日だったですか委員会のほうからもまたいろいろ御指摘が確かあってそれらを踏まえて6月ですか今回、別に短期間で慌ててこの修正をとというわけではございません。我々もいろいろ言われまして、よその状況も調べながら最終的には市長と協議をして今回の11項目に対して御回答を申し上げておるといのものでございます。決して我々の単に意思だけじゃなくて市長とも十分の調整の中で御回答申し上げていることで御理解いただけたらと思います。皆様方の御意見を、我々としてはとにかく受け止めて一生懸命考えさせていただいた結果ということは御理解いただけたらと思います。

中島好人委員 気持ちはいいのだけど、結果としてこうなっているわけでしょ。そんな気持ちでうんぬんではないでしょ、僕らの仕事は。だから現実の問題としてどうなのかということで、いわばその意見を出したときに市長と話はしなかったわけですね。この11項目が出て市長と話をして、それでちょっと修正しようかとかこういう話で、骨子は余り変えずにあくまでも骨子はこのまま通すと。ちょっと語呂のところはパブコメで意見が出たのでちょっと変えようかと、こういう流れでいいですね。ということでしょ。2月、3月の時点でこちらが言っていたのを早く市長と委員会でこういうことが意見として出ているという話はしていたわけ。

姫井産業振興部長 とにかく委員会であったことはちゃんと報告はいたしております。我々としては、これを言うとまた怒られるかもしれませんが、基本条例でございますので基本的な部分は示していくというので我々は思っておりましたし、私は実は今も思っております。皆様方の御指摘のうんぬんは別にして基本的な条例ですのでとにかく方向性、基本理念と基本方針を示すべき重要な条例というふうには認識いたしておりますの

で、とにかく御意見はとにかく尊重しておるということは御理解をいただきたいと思います。

松尾数則委員長 いいですか、尊重しているそうですから。じゃあ以上で、こちらのほうからつまり修正案を投げかけた。で基本的には会期中にもう一度委員会を開いてその結果を聞きたいと思っております。例えばその日にちを、もう最終日が決まっていますので、最終日が30日。今からすると25日くらいしかないかなと思っておりますが、日にちとしてはいかがですか。委員のほうはいいかな、25日で、開期中やから大丈夫でしょう。執行部のほうはいいかな。（「時間を指定していただいたら」と呼ぶ者あり）25日の10時から。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね、それでは25日の10時に、最後にもう一度審査をしたいと思っております。恐らくこれがだめなら延びると思しますのでその辺のところを踏まえてきちんと（発言する者あり）今回この修正案がだめで流れたらもうそれは先しか9月しかないですからね。延ばすしかないわけですから、恐らくその辺をふまえてきちんとした修正案がいただきたいと思っております。以上で委員会のほうは終わります。どうもお疲れさまでした。

午後3時23分散会

平成27年6月19日

産業建設常任委員会委員長 松尾数則